

第4期稲沢市障害者計画

第7期稲沢市障害福祉計画

第3期稲沢市障害児福祉計画

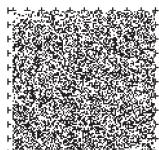


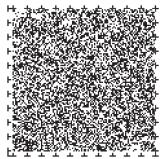
令和6年3月

稲沢市

音声コード付与について

この計画書には、目の不自由な方などへの情報提供に役立てられている「音声コード」（Uni-Voice）を採用しています。ページ角にあるコードに対し、専用のアプリ等を使用すると、音声に変換し文章を読み上げます。





はじめに

稻沢市では、障害のある人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるまちを目指しております。これまで、平成27年3月に「稻沢市障害者計画（平成27年度～令和5年度）」を策定し、平成31年1月に稻沢市手話言語条例の制定、令和3年度に福祉相談のワンストップ化を実現するための福祉の拠点の整備、令和4年度に複雑化・複合化する支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための重層的支援体制の整備など、様々な施策に取り組んでまいりました。



また、近年、国においては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定など重要な法令の整備が進み、障害者福祉を取り巻く環境は大きく変化しております。

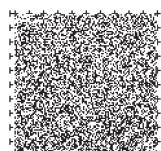
こうした中、新たな課題やニーズに的確に対応するため、「第4期稻沢市障害者計画・第7期稻沢市障害福祉計画・第3期稻沢市障害児福祉計画」を策定いたしました。この計画では、「障害のある人もない人もお互いを尊重し、支え合うまちをめざします」を基本理念とし、現計画を継承しつつ、「相互理解と支え合いのまちづくり」、「ともに学び、いきいき暮らせるまちづくり」、「安心して生活できるまちづくり」の3つを基本目標として定め、各種施策に取り組んでまいります。

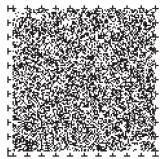
本計画の推進のためには、地域での相互理解を深めるとともに、保健や医療、教育、雇用等の分野における関係者や事業者と連携して各種施策に取り組んでいくことが重要となりますので、より一層の御理解と御協力をお願ひいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重な御意見や御提言をいただきました稻沢市障害者計画等策定委員会委員の皆様をはじめ、稻沢市地域自立支援協議会委員の皆様、ヒアリング調査等で御協力をいただきました障害者団体等の皆様、アンケート調査等を通じて御協力いただきました多くの市民の皆様、障害福祉サービス事業所等関係の皆様に対しまして、心からお礼申し上げます。

令和6年3月

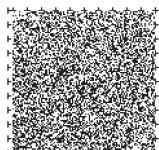
加藤 錠 司 郎





目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ・期間	1
3 障害者に関する制度改正のポイント	3
4 計画の策定体制	5
第2章 稲沢市の障害のある人の現状	6
1 人口と障害のある人の状況	6
2 アンケート調査からみる現状	12
3 団体ヒアリング調査からみる現状	24
第3章 計画の基本的な考え方	26
1 基本理念	26
2 基本目標	27
3 計画の施策体系	28
第4章 計画の取組内容	29
1 相互理解と支え合いのまちづくり	29
2 ともに学び、いきいき暮らせるまちづくり	37
3 安心して生活できるまちづくり	43
第5章 サービスの必要見込量と確保の方策	53
1 国の基本指針	53
2 前回計画における成果目標と実績	54
3 新計画における成果目標	62
4 障害福祉計画	70
5 障害児福祉計画	86
第6章 計画の推進体制	91
1 計画の推進に向けて	91
2 関係機関・団体との連携体制	91
3 P D C A サイクルによる進捗管理	91
資料編	92
1 稲沢市障害者計画等策定委員会設置要綱	92
2 稲沢市障害者計画等策定委員会 名簿	94
3 稲沢市障害者計画等策定プロジェクトチーム設置要綱	95
4 策定経過	97
5 用語解説	99



第1章 計画策定にあたって

1 計画の背景と趣旨

近年、障害福祉を取り巻く環境は大きく変化し、障害のある人やその家族の高齢化、障害の重度化などにより、ニーズはますます多様化してきています。また、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、必要な支援が提供できる環境づくりが求められています。

稻沢市においても、こうした状況を踏まえながら、平成27年3月に「稻沢市障害者計画」を策定し、「誰もがともに人格と個性を尊重し、支え合うまちをめざす」ことを基本理念として掲げ、障害福祉施策の充実に取り組んできました。また、令和3年3月には「第6期稻沢市障害福祉計画、第2期稻沢市障害児福祉計画」を策定し、各サービスの提供体制の確保や円滑な実施について、実施目標などを定めて取り組んできました。

これらの計画期間が終了することを受けて、より具体的で実効性のある施策を実施していくため、新たに「第4期稻沢市障害者計画、第7期稻沢市障害福祉計画、第3期稻沢市障害児福祉計画」を、一体的な計画として策定します。

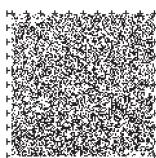
2 計画の位置づけ・期間

(1) 計画の関係性

障害者計画は、稻沢市の障害福祉施策における目標や方向性を示すための最も基本的な計画です。これに対し、障害福祉計画と障害児福祉計画では、障害福祉サービスなどの提供体制の確保、サービスの種類ごとの必要な量の見込み、関係機関との連携などが主な内容となっており、障害者計画の具体的な実施計画として位置づけられています。各計画の根拠法令、趣旨、計画期間については下表のとおりです。

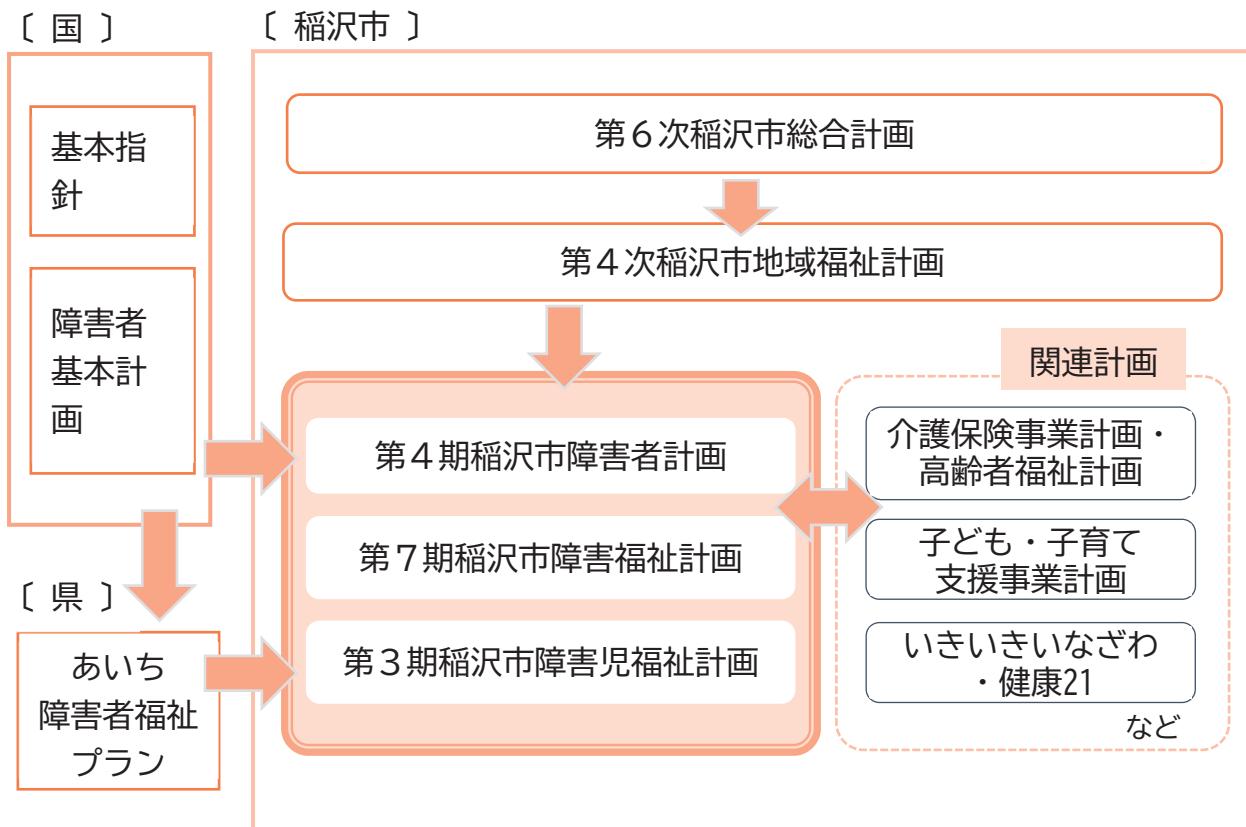
項目	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)
趣旨	市の障害者の状況等を踏まえ、障害者のための施策に関する基本的な事項を定める計画(※)	障害福祉サービス等の提供体制の確保及びその円滑な実施を目的に策定する計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保及びその円滑な実施を目的に策定する計画
計画期間	6年を1期とする	3年を1期とする	3年を1期とする

(※) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき、策定に当たっては同法の趣旨を踏まえることとされています。



(2) 関連計画との整合

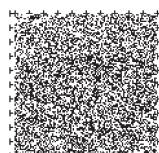
この計画は、第6次稻沢市総合計画、第4次稻沢市地域福祉計画をはじめ、介護保険事業計画・高齢者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画など、関連する計画と整合した計画として策定しています。



(3) 計画の期間

「第4期稻沢市障害者計画」は、令和6年度から令和11年度の6年間を期間とする計画です。「第7期稻沢市障害福祉計画」と「第3期稻沢市障害児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間を期間とする計画です。ただし、国の障害者福祉施策の見直しが行われた場合、計画期間中でも必要に応じて見直しを行うこととします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
稻沢市障害者計画 (平成27年度～令和5年度)			第4期稻沢市障害者計画（令和6年度～令和11年度）					
第6期稻沢市障害福祉計画			第7期稻沢市障害福祉計画			第8期稻沢市障害福祉計画		
第2期稻沢市障害児福祉計画			第3期稻沢市障害児福祉計画			第4期稻沢市障害児福祉計画		



3 障害者に関する制度改正のポイント

① 障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）に署名

平成 19 年 9 月に障害者権利条約に署名

- ・障害者権利条約の締結に向けた取組が始まる

② 障害者基本法の改正・施行

平成 23 年 8 月に障害者基本法が改正

- ・障害者の自立と社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進
- ・障害者の定義に「発達障害」を明記

③ 児童福祉法等の改正

平成 24 年 4 月に児童福祉法等が改正

- ・障害種別ごとに分かれていた施設・事業の体系が、児童福祉法に基づくサービスとして一元化
- ・障害児通所支援と障害児入所支援の体系が再編され、放課後等デイサービス・保育所等訪問支援が創設

平成 28 年 6 月に改正

- ・「障害児福祉計画」を定める

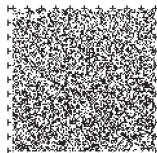
令和 4 年 6 月に改正、令和 6 年 4 月 1 日に施行

- ・児童発達支援センターの中核機能の明確化
- ・児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化
- ・放課後等デイサービスの対象児童の見直し
- ・障害児入所施設の入所児童等の地域生活等への移行の推進

④ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）の施行

平成 24 年 10 月に障害者虐待防止法が施行

- ・障害者に対する虐待の禁止、障害者に対する虐待を発見した場合の自治体への通報義務、養護者への支援等
- ・関係機関との連携協力体制の整備、虐待防止センターとしての機能、養護者による虐待が障害者の生命や身体に重大な危険が生じるおそれがある場合の立入調査の実施



⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の施行と改正

平成 25 年 4 月に法律名が障害者自立支援法から障害者総合支援法に改正

- ・難病患者が障害者の範囲に加えられ、重度訪問介護の対象の拡大、共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化

平成 28 年 6 月に改正

- ・平成 30 年 4 月から「自立生活援助」や「就労定着支援」等の追加

令和 4 年 12 月に改正、令和 6 年 4 月 1 日以降順次施行

- ・障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するための措置を講じる

⑥ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）の施行

平成 25 年 4 月に障害者優先調達推進法が施行

- ・国や地方公共団体、独立行政法人等が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に調達する

⑦ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）の施行

平成 25 年に障害者差別解消法が公布、平成 28 年 4 月に施行

- ・障害を理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止、合理的な配慮を行うことを義務づける

令和 3 年 5 月に改正、令和 6 年 4 月 1 日以降順次施行

- ・事業者による障害のある人への合理的配慮の提供の義務化

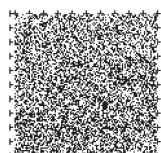
⑧ 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）の改正

平成 25 年に障害者雇用促進法が改正

- ・平成 28 年度から障害者の差別の禁止や合理的配慮の提供
- ・平成 30 年度から法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える

令和 4 年に障害者雇用促進法が改正、令和 5 年 4 月 1 日以降順次施行

- ・障害者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化
- ・週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満で働く重度の障害者や精神障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進
- ・企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障害者雇用の質の向上



⑨ 成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）の施行

平成 28 年 4 月に成年後見制度利用促進法が公布、平成 28 年 5 月に施行

- ・地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進
- ・地域における成年後見人等となる人材の確保
- ・関係機関等における体制の充実強化等

⑩ 発達障害者支援法の改正

平成 28 年 8 月に発達障害者支援法の一部が改正

- ・個々の発達障害の特性に対する理解を深め、自立と社会参加に協力
- ・事業主は個々の発達障害者の特性に応じた雇用管理を行うよう努める

⑪ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）の施行

令和 4 年 5 月に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が公布・施行

- ・障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に向け制定

4 計画の策定体制

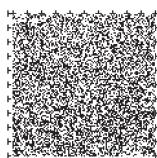
（1）稲沢市障害者計画等策定委員会などにおける協議

稲沢市における障害福祉施策を障害のある人の実情を踏まえて検討するため、障害者団体や関係機関の代表者などを委員として組織する「稲沢市障害者計画等策定委員会」を設置し、計画の内容について協議しました。また、具体的な施策については、稲沢市地域自立支援協議会においても、協議・検討を進めました。

そのほか、庁内の職員で組織する「稲沢市障害者計画策定プロジェクトチーム会議」を設置し、稲沢市全体として整合性が保てるよう協議しました。

（2）アンケート及びヒアリング調査によるニーズや課題の把握

計画策定のための基礎資料の収集を目的として、障害のある人、一般市民、障害福祉サービス事業所を対象としたアンケート調査を実施し、広くデータや意見を集めました。また、市内で活動している障害のある人の当事者団体や家族会などにヒアリング調査を実施し、現在の活動、事業の状況や課題と考えていることについて、直接意見を聞き取りました。



第2章 稲沢市の障害のある人の現状

1 人口と障害のある人の状況

(1) 人口の推移

稲沢市の総人口は緩やかに減少しており、令和5年4月1日現在、133,783人となっています。

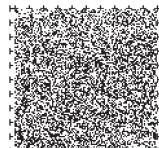
年齢区別でみると、15歳未満及び15~64歳の人口は減少している一方、65歳以上の人口は、令和3年度の37,447人からほぼ横ばいで推移しています。その結果、平成31年では26.9%だった高齢化率は、令和5年で28.0%となっています。

年齢区分別人口の推移

単位：人

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	136,915	136,467	135,941	134,748	133,783
15歳未満	17,832	17,502	17,308	16,948	16,469
15~64歳	82,229	81,750	81,186	80,376	79,868
65歳以上	36,854	37,215	37,447	37,424	37,446
18歳未満(再掲)	21,871	21,466	21,075	20,618	20,121
高齢化率	26.9%	27.3%	27.5%	27.8%	28.0%

資料：総務課（各年4月1日現在）



(2) 障害のある人の数の推移

令和5年の身体障害者手帳所持者数は4,295人となっています。このうち65歳以上の占める割合は73.3%となっています。

療育手帳所持者数は1,085人となっています。このうち、18～64歳の占める割合は65.2%となっています。また、18歳未満の療育手帳所持者は317人であり、29.2%と約3割を占めています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は1,487人となっています。このうち、18～64歳の割合は76.3%となっています。

なお、複数の手帳を所持している場合は、重複して計上されています。

障害者手帳所持者数の推移

単位：人

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳	4,471	4,482	4,404	4,354	4,295
療育手帳	980	1,008	1,031	1,056	1,085
精神障害者保健 福祉手帳	1,093	1,185	1,249	1,352	1,487
合計	6,544	6,675	6,684	6,762	6,867

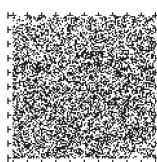
資料：福祉課（各年4月1日現在）

障害者手帳所持者数（年齢別）

単位：人

区分	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
身体障害者手帳	72	1,076	3,147	4,295
	1.7%	25.0%	73.3%	100.0%
療育手帳	317	707	61	1,085
	29.2%	65.2%	5.6%	100.0%
精神障害者保健 福祉手帳	50	1,134	303	1,487
	3.3%	76.3%	20.4%	100.0%
合計	439	2,917	3,511	6,867
	6.4%	42.5%	51.1%	100.0%

資料：福祉課（令和5年4月1日現在）



(3) 身体障害のある人の数の推移

身体障害のある人が取得する「身体障害者手帳」の所持者数は、平成31年から令和2年にかけてやや増加しましたが、その後は減少し、令和5年には4,295人となっています。

身体障害者手帳は重度の1級から軽度の6級までの6段階に区分されますが、等級別に見ると、重度である1級手帳所持者が最も多く、令和5年では1,258人となっています。障害種別についてみると、令和5年では、肢体不自由が2,057人で47.9%を占めています。これに次いで、内部障害が1,567人で36.5%を占めています。

身体障害者手帳の所持者数の推移（等級別）単位：人

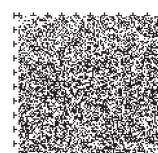
区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	1,328	1,359	1,317	1,293	1,258
2級	649	643	649	626	613
3級	1,026	1,032	994	993	985
4級	1,002	975	980	981	973
5級	230	236	231	226	222
6級	236	237	233	235	244
合計	4,471	4,482	4,404	4,354	4,295

資料：福祉課（各年4月1日現在）

身体障害者手帳の所持者数の推移（障害種別）単位：人

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障害	256	256	251	255	258
聴覚障害	333	330	336	333	353
言語障害	51	54	57	60	60
肢体不自由	2,315	2,285	2,228	2,143	2,057
内部障害	1,516	1,557	1,532	1,563	1,567
合計	4,471	4,482	4,404	4,354	4,295

資料：福祉課（各年4月1日現在）



身体障害者手帳の所持者数（等級別、障害種別） 単位：人

区分	視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢体不自由	内部障害	合計
1級	81	20	1	360	796	1,258
2級	80	78	5	424	26	613
3級	23	53	32	553	324	985
4級	20	68	22	442	421	973
5級	41	1	0	180	0	222
6級	13	133	0	98	0	244
合計	258	353	60	2,057	1,567	4,295
割合	6.0%	8.2%	1.4%	47.9%	36.5%	100.0%

資料：福祉課（令和5年4月1日現在）

身体障害者手帳の所持者数（年齢別、障害種別） 単位：人

区分	視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢体不自由	内部障害	合計
18歳未満	2	8	0	43	19	72
18歳以上	256	345	60	2,014	1,548	4,223
合計	258	353	60	2,057	1,567	4,295

資料：福祉課（令和5年4月1日現在）

（4）知的障害のある人の数の推移

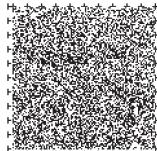
知的障害のある人が取得する「療育手帳」の所持者数は、年々増加傾向にあり、令和5年には1,085人となっています。

療育手帳は重度のA判定から軽度のC判定までの3段階に区分されますが、判定別に見ると、重度のA判定が最も多く、令和5年では419人となっています。

療育手帳の所持者数の推移（判定別） 単位：人

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A判定	403	409	413	415	419
B判定	286	282	288	294	300
C判定	291	317	330	347	366
合計	980	1,008	1,031	1,056	1,085

資料：福祉課（各年4月1日現在）



療育手帳の所持者数（判定別、年齢別）

単位：人

区分	18歳未満	18歳以上	合計	割合
A判定	103	316	419	38.6%
B判定	55	245	300	27.7%
C判定	159	207	366	33.7%
合計	317	768	1,085	100.0%

資料：福祉課（令和5年4月1日現在）

（5）精神障害のある人の数の推移

精神障害のある人が取得する「精神障害者保健福祉手帳」の所持者数は、年々増加しており、令和5年には1,487人となっています。

精神障害者保健福祉手帳は重度の1級から軽度の3級までの3段階に区分されますが、等級別に見ると、2級が最も多く、令和5年では1,034人となっています。

また、精神疾患のある人の通院医療費の一部を助成する自立支援医療制度（精神通院）の受給者数についても、年々増加しており、令和5年には2,880人となっています。

精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移（等級別）

単位：人

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	142	147	133	131	156
2級	728	805	875	944	1,034
3級	223	233	241	277	297
合計	1,093	1,185	1,249	1,352	1,487

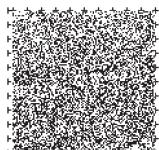
資料：福祉課（各年4月1日現在）

精神障害者保健福祉手帳の所持者数（判定別、年齢別）

単位：人

区分	18歳未満	18歳以上	合計	割合
1級	1	155	156	10.5%
2級	29	1,005	1,034	69.5%
3級	20	277	297	20.0%
合計	50	1,437	1,487	100.0%

資料：福祉課（令和5年4月1日現在）



自立支援医療制度（精神通院）の受給者数の推移

単位：人

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
受給者数	2,126	2,343	2,459	2,759	2,880

資料：福祉課（各年4月1日現在）

（6）障害福祉サービスなど支給決定者数の推移

障害のある人が利用する障害福祉サービスの支給決定者数は、年々増加しており、令和5年には1,038人となっています。支給決定者数を障害種別ごとに見ると、令和4年までは知的障害が最も多く、令和5年では精神障害が最も多くなっています。なお、児童で障害福祉サービスの支給決定を受けている人は43人となっています。

障害のある子どもが利用する障害児通所支援の支給決定者数についても、同様に増加傾向にあり、令和5年には538人となっています。

障害福祉サービスの支給決定者数の推移

単位：人

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害	219	219	221	217	215
知的障害	336	343	358	369	384
精神障害	271	298	318	358	391
難病	4	5	5	5	5
児童	47	52	43	46	43
合計	877	917	945	995	1,038

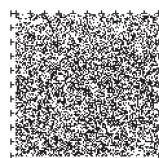
資料：福祉課（各年4月1日現在）

障害児通所支援の支給決定者数の推移

単位：人

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
児童	361	416	460	537	538

資料：福祉課（各年4月1日現在）



2 アンケート調査からみる現状

(1) アンケート調査の概要

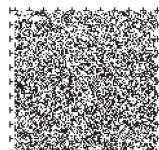
計画策定にあたって、アンケート調査を以下のとおり実施しました。

調査目的	第4期稲沢市障害者計画・第7期稲沢市障害福祉計画・第3期稲沢市障害児福祉計画の策定における基礎資料を収集するため。
調査対象	①障害のある人（対象者 1,500 人） 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、 障害福祉サービス、障害児通所支援の利用者 ②一般市民（対象者 1,500 人） 18 歳以上の市民 ③福祉サービス事業所（対象件数 57 件） 障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所など
調査期間	①、②：令和4年9月1日～26日 ③：令和4年10月11日～28日
調査方法	配布：郵送 回収：郵送、WEB

配布数と回収数、回収率は以下のとおりです。

調査対象	配布数	回収数		有効	無効
		郵送回収	WEB回収		
①障害のある人	1,500 100.0%	594 39.6%	138 9.2%	732 48.8%	1 0.1%
②一般市民	1,500 100.0%	518 34.5%	170 11.3%	688 45.9%	0 0.0%
③福祉サービス事業所	57 100.0%	42 73.7%	— —	42 73.7%	0 0.0%

なお、以下図表中の「n」とは、サンプル数（標本のデータの数）を表します。例として、n = 100 と表記される場合では、サンプル数が 100 人であることを示します。



(2) 調査結果の概要

1) 障害のある人への調査

① 障害の種類別、本人の年齢構成

身体障害、精神障害、重複障害（2種類以上の手帳を所持している人）は、50～59歳が多く見られ、重複障害は40～49歳でも多くみられます。

知的障害者は、18～29歳が多く見られます。

図表 障害者本人の年齢

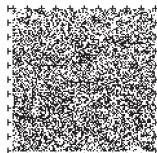
	全体 (件) (%)	0～6歳	7～17歳	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	無回答
全 体	732	4.0	11.1	14.5	15.4	20.8	23.1	9.4	1.8
身体障害	181	0.6	4.4	6.6	11.0	18.8	35.4	22.7	0.6
知的障害	210	1.4	16.2	23.3	20.0	21.0	9.5	5.7	2.9
精神障害	170	-	2.4	12.4	21.8	26.5	30.6	5.9	0.6
重複障害	83	3.6	8.4	20.5	9.6	27.7	27.7	1.2	1.2

② 主な介護者

全ての障害種別において、介護者は「同居の家族」が最も多く見られ、全体54.0%となっています。次に割合が大きいのは、「ホームヘルパーや施設などの職員」で15.4%となっており、このうち特に知的障害では21.9%と比較的高くなっています。

図表 主な介護者

	全体 (件) (%)	同居 の 家 族	別 居 の 家 族	な ど の ホ ム の 職 員	な ど の ホ ム の 職 員 へ ル パ ー や 施 設	テ レ ビ の ア ク セ ス な ど (ボ ラン チ)	い 介 助 は 特 に 必 要 と し て	無 回 答
全 体	732	54.0	2.3	15.4	1.2	23.6	3.4	
身体障害	181	45.9	3.9	10.5	1.1	33.7	5.0	
知的障害	210	65.7	1.4	21.9	1.0	9.5	0.5	
精神障害	170	40.6	2.9	15.9	2.4	34.1	4.1	
重複障害	83	54.2	2.4	24.1	1.2	10.8	7.2	

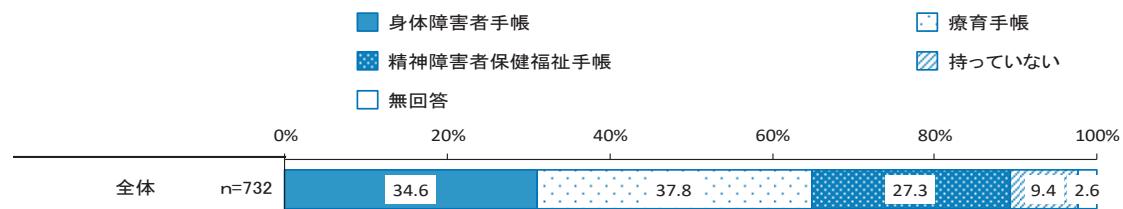


③ 障害者手帳の状況

<手帳の種類>

回答者の所持している障害者手帳の種類では、「療育手帳」が37.8%で最も高く、次いで「身体障害者手帳」が34.6%、「精神障害者保健福祉手帳」が27.3%となっています。一方、「持っていない」は9.4%となっています。

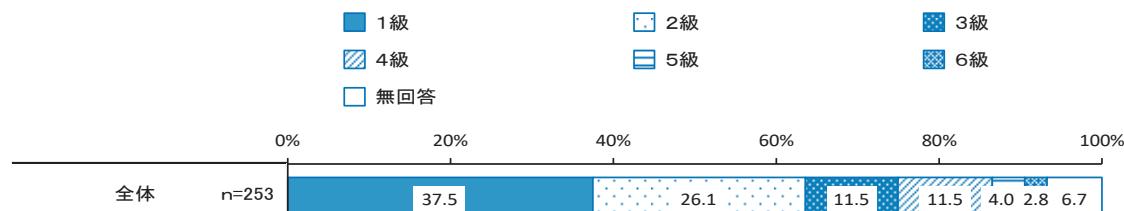
図表 手帳の種類



<身体障害者手帳>

身体障害者手帳の等級は、「1級」が37.5%で最も多く、次いで「2級」が26.1%、「3級」と「4級」が11.5%となっています。

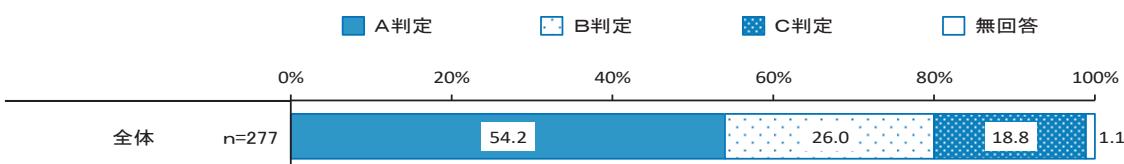
図表 身体障害者手帳の等級



<療育手帳>

療育手帳の判定は、「A判定」が54.2%で最も多く、次いで「B判定」が26.0%、「C判定」が18.8%となっています。

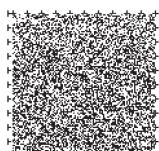
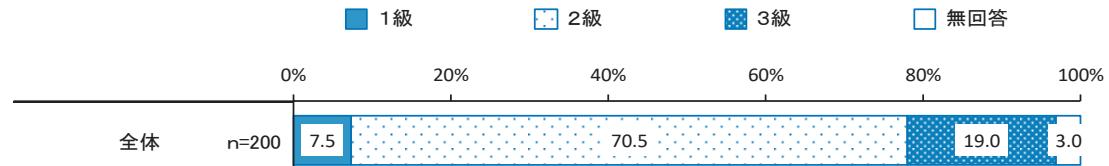
図表 療育手帳の判定



<精神障害者保健福祉手帳>

精神障害者保健福祉手帳は、「2級」が70.5%で最も多く、次いで「3級」が19.0%、「1級」が7.5%となっています。

図表 精神障害者保健福祉手帳の等級



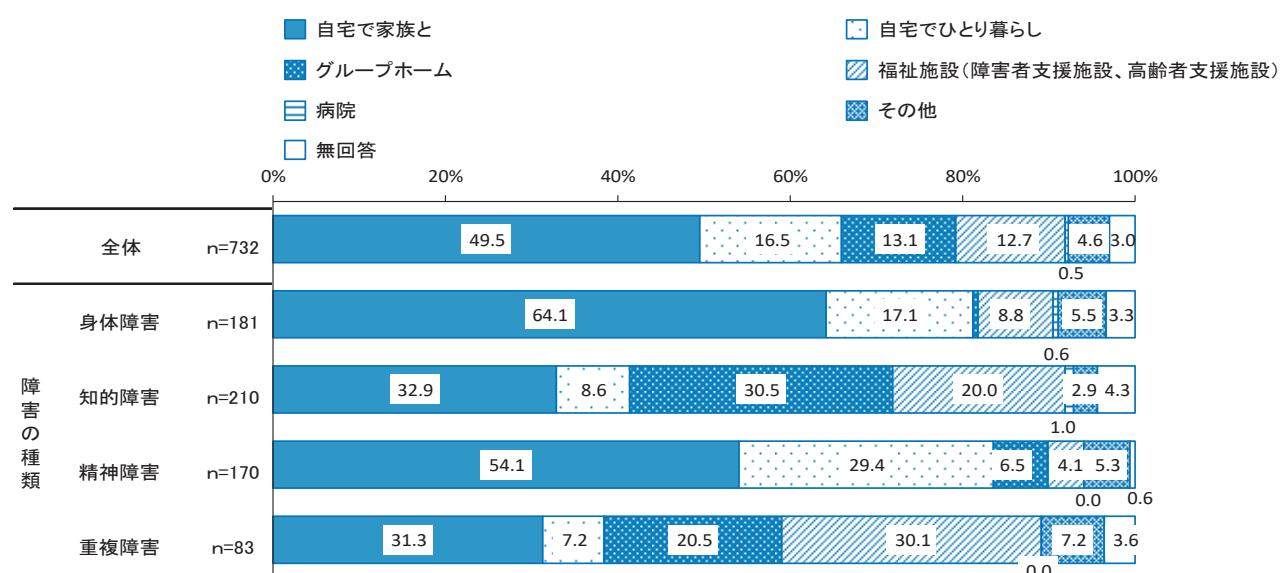
④ 将来の生活の場の希望と必要な支援

将来の生活の場の希望は、「自宅で家族と」が最も多く、次いで「自宅でひとり暮らし」、「グループホーム」と続いています。

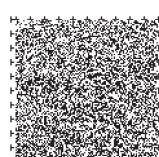
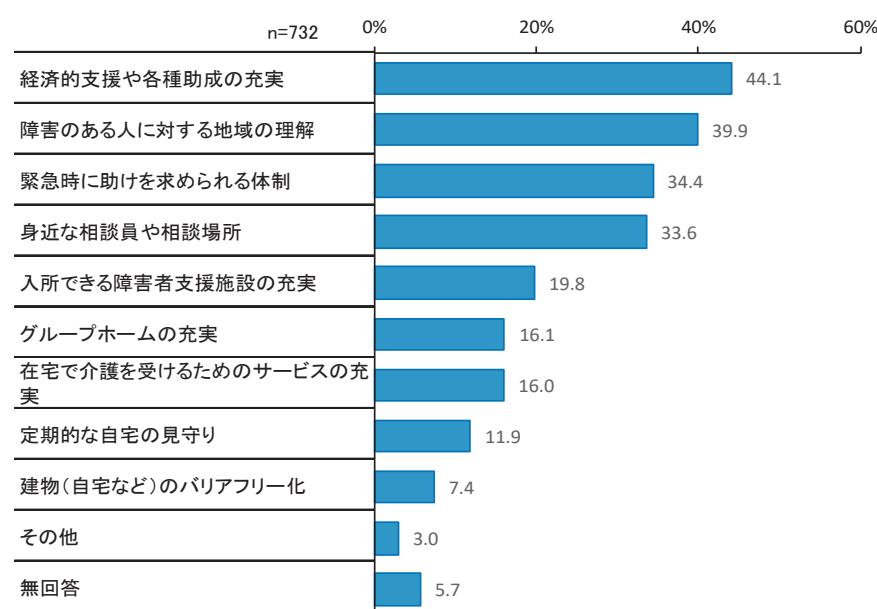
障害の種類別でみると、いずれも「自宅で家族と」が最も多くなっていますが、次に多いのは身体障害・精神障害では「自宅でひとり暮らし」、知的障害では「グループホーム」、重複障害では「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）」となっています。

希望する生活の場で暮らすために必要な支援としては、「経済的支援や各種助成」が最も多くあげられ、次いで「障害のある人に対する地域の理解」、「緊急時に助けを求められる体制」、「身近な相談員や相談場所」が多くなっています。

図表 将來の生活の場の希望



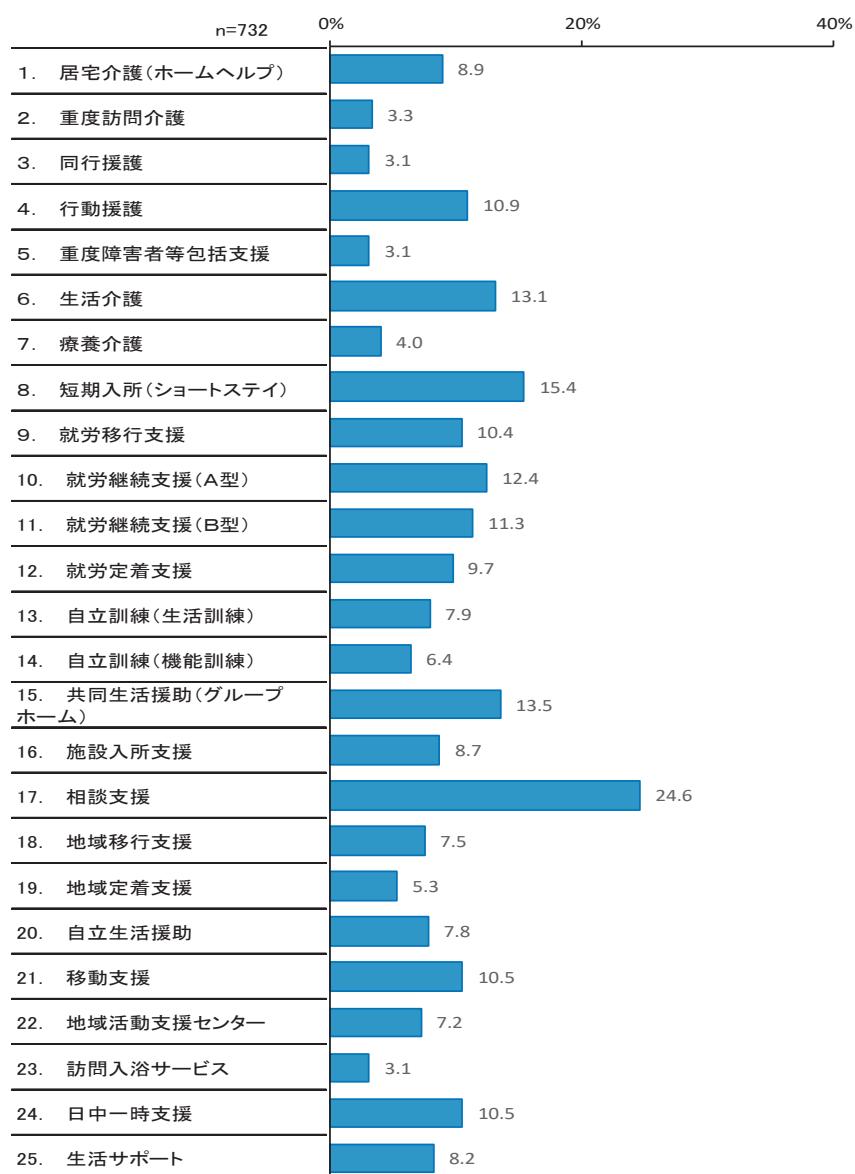
図表 暮らすために必要な支援



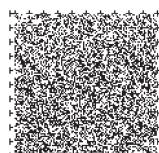
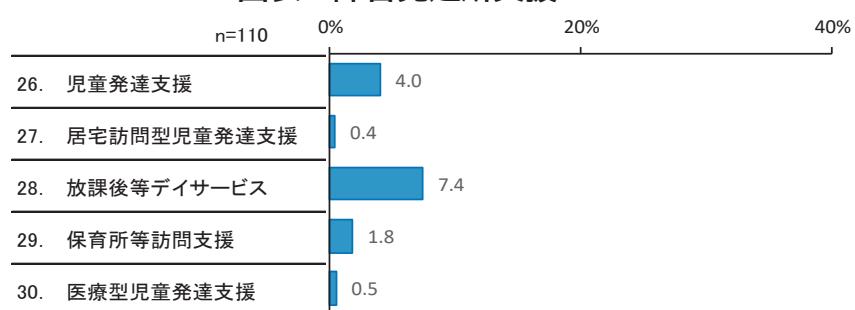
⑤ サービスの利用意向

障害福祉サービスなどでは、「相談支援」「短期入所」「共同生活援助」「生活介護」の利用意向が特に高くなっています。障害児通所支援では「放課後等デイサービス」の利用意向が最も高くなっています。

図表 障害福祉サービスなど



図表 障害児通所支援

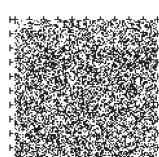
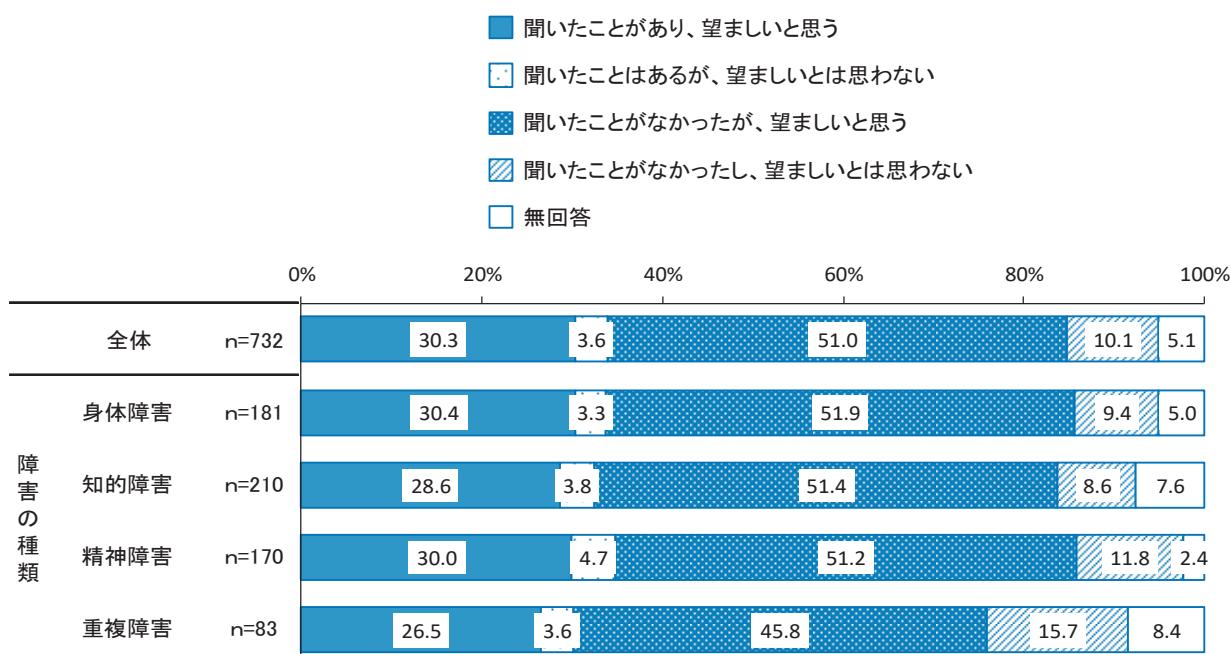


⑥ 共生社会の認知度と共生社会のあり方

共生社会の認知度と共生社会のあり方は、「聞いたことがなかったが、望ましいと思う」が51.0%で最も高く、次いで「聞いたことがあり、望ましいと思う」が30.3%、「聞いたことがなかったし、望ましいとは思わない」が10.1%となっています。

障害の種類別でみると、身体障害、知的障害、精神障害では「聞いたことがなかったが、望ましいと思う」が5割以上となっています。

図表 共生社会の認知度と共生社会のあり方

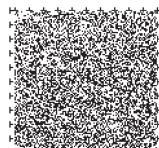
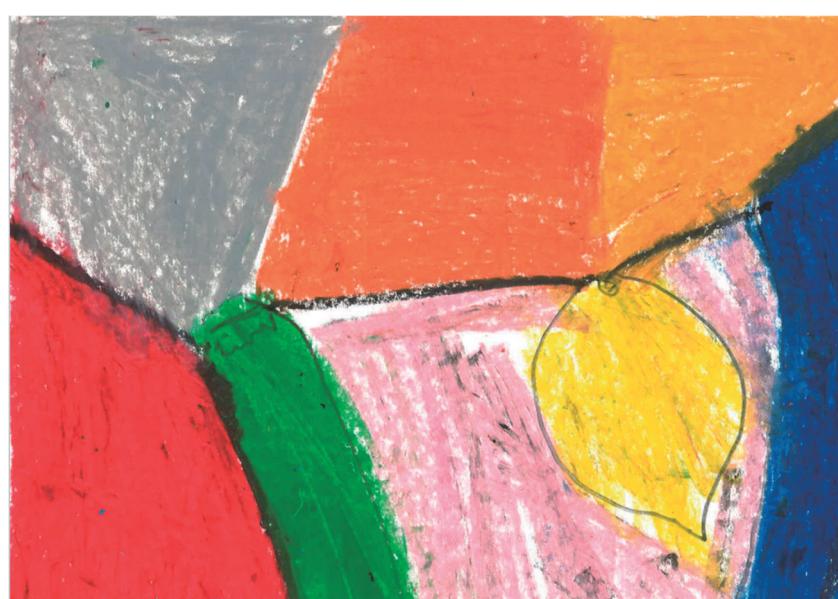
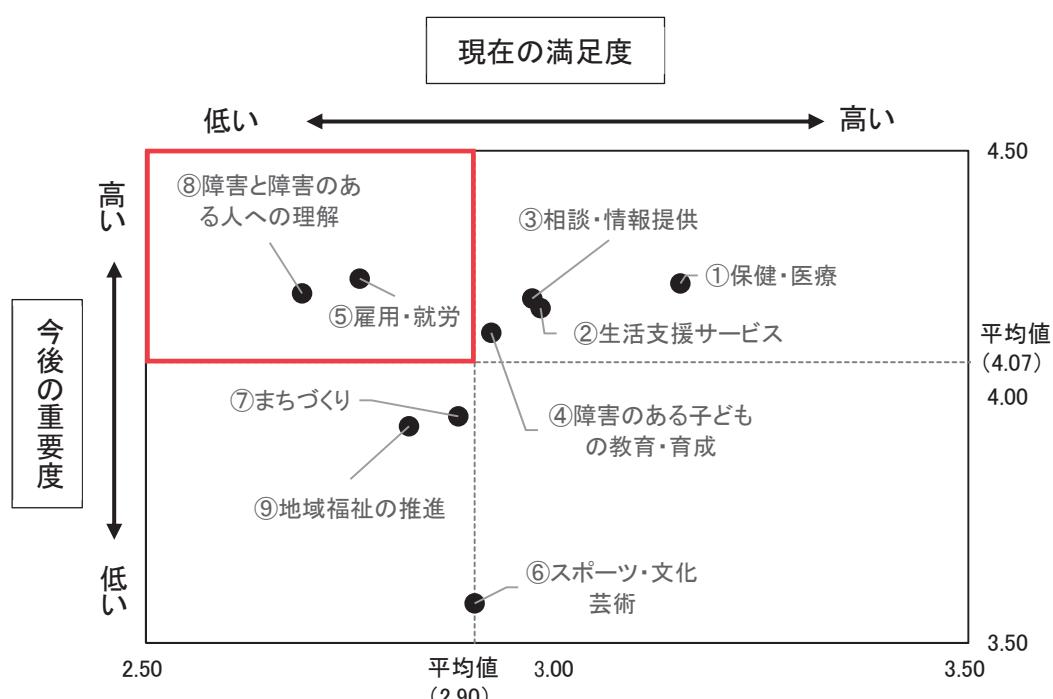


⑦ 障害福祉施策の満足度と今後の重要度

障害福祉施策に関する9つの分野について、アンケートの結果を元に「満足度」、「重要度」を5段階に点数化し、縦軸を「重要度」、横軸を「満足度」として散布図を作成しました。

重要度が高く、満足度が低い分野（下図の左上の太枠の部分）を最重点分野として捉え、今後の施策を検討していく必要があります。「⑧障害と障害のある人への理解」、「⑤雇用・就労」が最重点分野として考えられます。

図表 満足度と今後の重要度



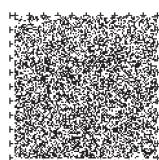
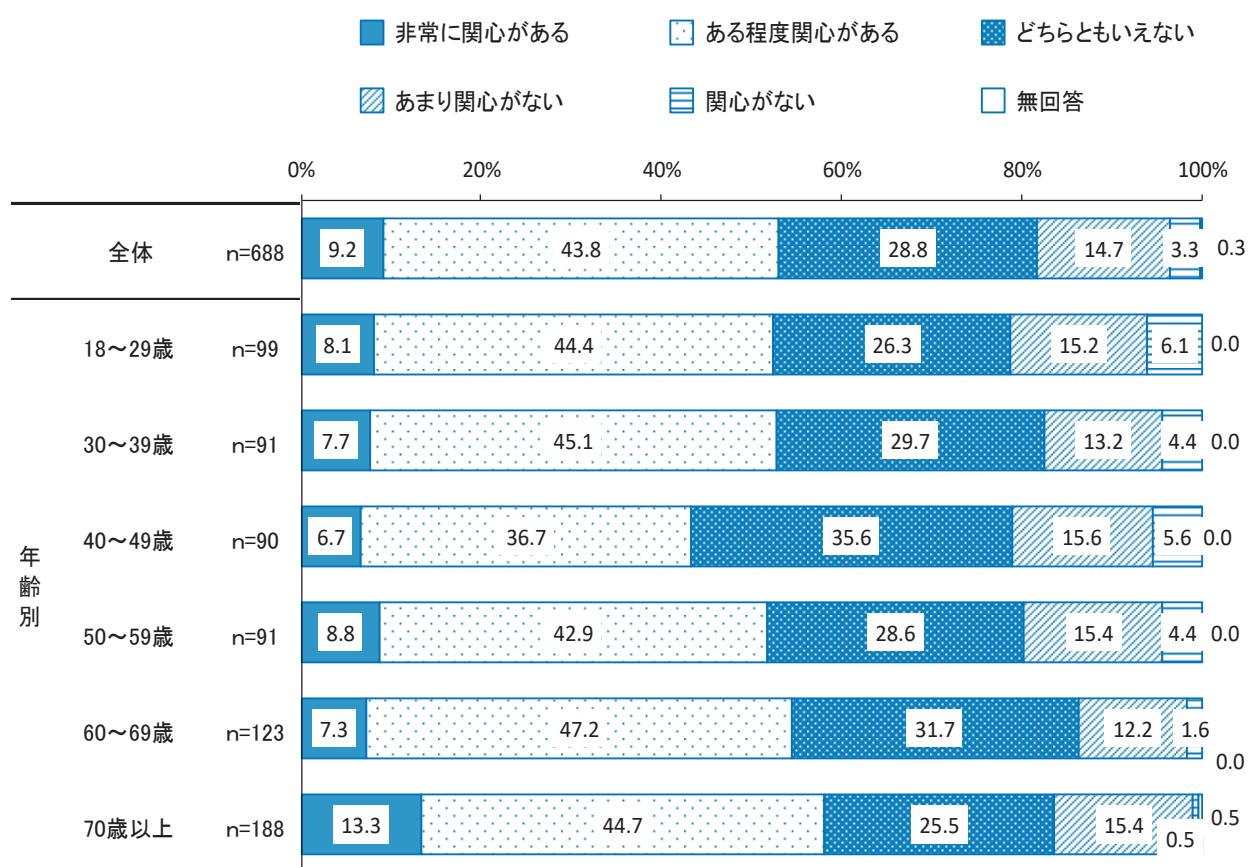
2) 一般市民に対する調査

① 障害のある人や障害者福祉への関心度

障害のある人や障害者福祉への関心度は、「非常に関心がある」、「ある程度関心がある」と回答した人の合計が 50.3%、「あまり関心がない」、「関心がない」と回答した人の合計が 18.0%、「どちらともいえない」が 28.8%となっています。

「非常に関心がある」、「ある程度関心がある」と回答した人の割合の合計を年代別に比較すると、最も大きいのは 70 歳以上で 58.0%、最も小さいのは 40~49 歳で 43.4% となっています。

図表 障害のある人や障害者福祉への関心度

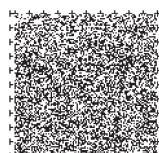
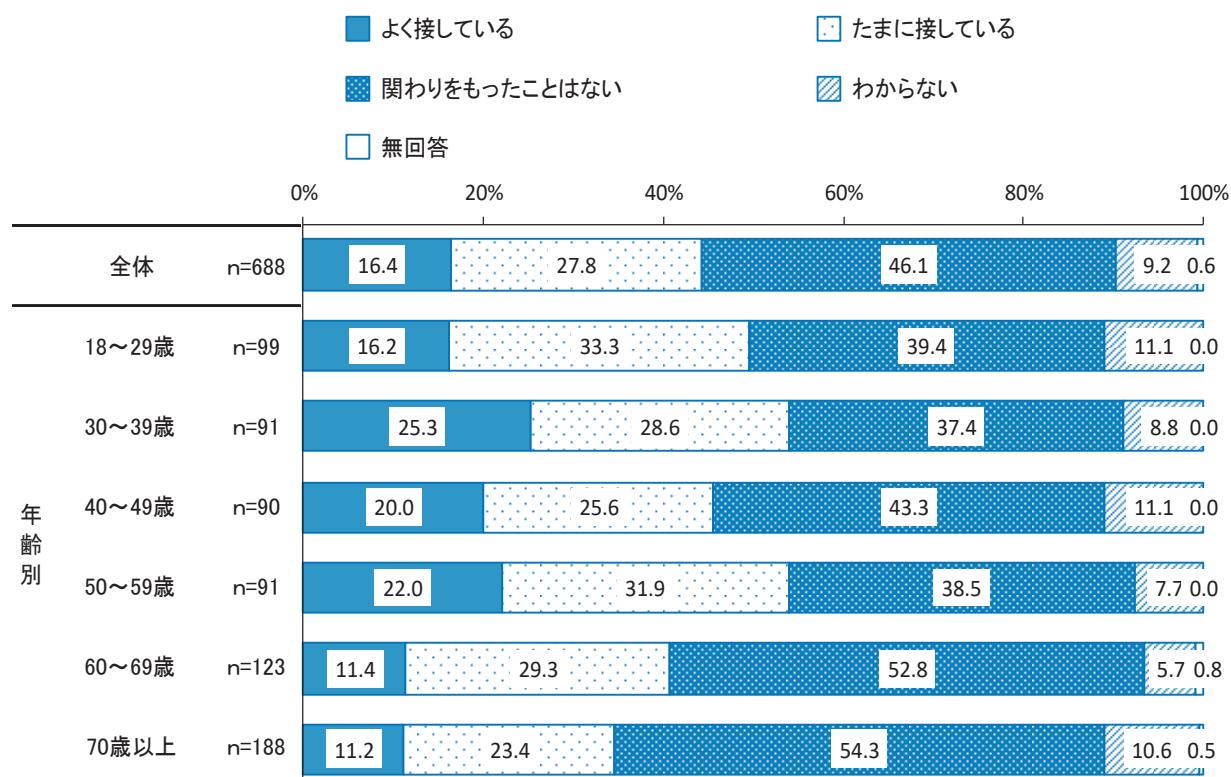


② 周囲で障害のある人と関わる機会

周囲で障害のある人と関わる機会は、「よく接している」が 16.4%、「たまに接している」が 27.8%となっており、合計で 44.2%となっています。これに対し、「関わりをもったことはない」は 46.1%となっています。

年代別に見ると、「よく接している」、「たまに接している」の合計の割合が大きいのは、30~39 歳 (53.9%) と 50~59 歳 (53.9%) となっています。「関わりをもったことはない」の割合が最も大きいのは、70 歳以上 (54.3%) となっています。

図表 周囲で障害のある人と関わる機会



3) 障害のある人と一般市民への共通設問

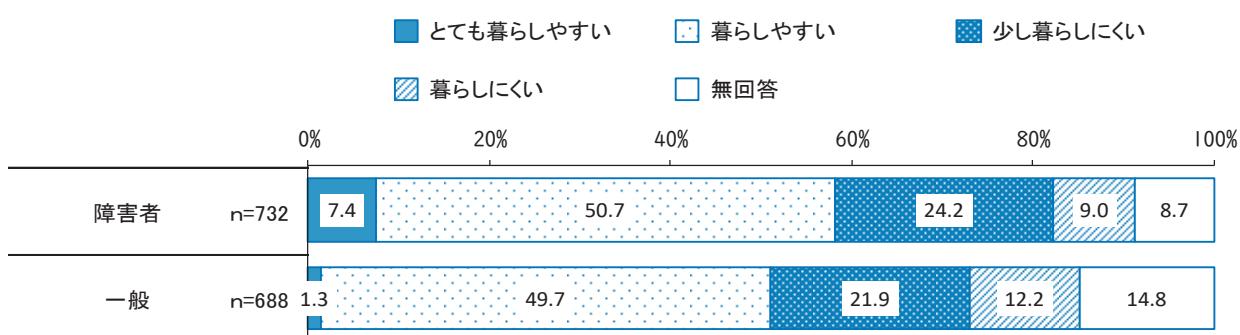
両方のアンケートに共通する設問を作り、意識の違いがあるかどうか調査しました。

① 市の暮らしやすさ

「とても暮らしやすい」、「暮らしやすい」と回答した人の合計が、障害のある人では58.1%、一般市民では51.0%となっています。また、「少し暮らしにくい」、「暮らしにくい」と回答した人の合計が、障害のある人では33.2%、一般市民では34.1%となっています。

比較すると、市の暮らしやすさに関する意識の違いとしては、障害のある人よりも一般市民のほうが暮らしにくいという印象を持っていることが分かる結果となりました。

図表 市の暮らしやすさ

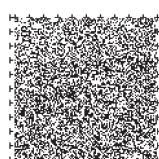
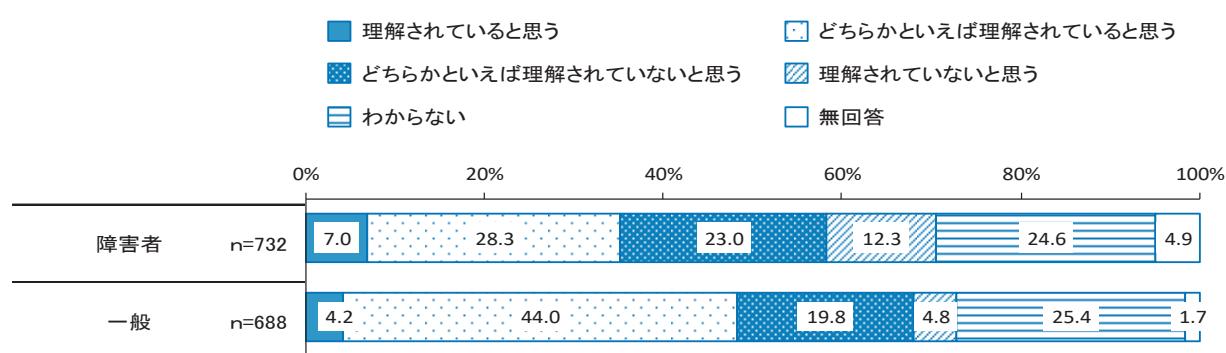


② 障害のある人に対する社会の理解

「理解されていると思う」、「どちらかといえば理解されていると思う」と回答した人の合計が、障害のある人では35.3%、一般市民では48.2%となっています。また、「どちらかといえば理解されていないと思う」、「理解されていないと思う」と回答した人の合計が、障害のある人では35.3%、一般市民では24.6%となっています。

比較すると、障害のある人に対する社会の理解に関する意識の違いとしては、障害のある人の方が理解されていないと感じる割合が大きいことが分かる結果となりました。

図表 障害のある人に対する社会の理解

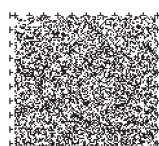
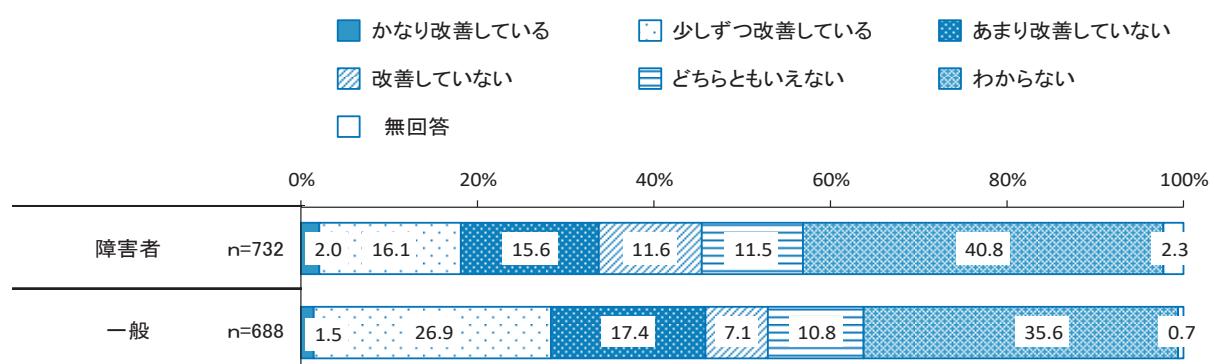


③ 障害のある人に対する差別や偏見の改善

「かなり改善している」、「少しづつ改善している」と回答した人の合計が、障害のある人では 18.1%、一般市民では 28.4% となっています。また、「あまり改善していない」、「改善していない」と回答した人の合計が、障害のある人では 27.2%、一般市民では 24.5% となっています。

比較すると、障害のある人に対する差別や偏見の改善に関する意識の違いとしては、障害のある人のほうが、差別や偏見は改善されていないと感じていることが分かる結果となりました。

図表 障害のある人に対する差別や偏見の改善

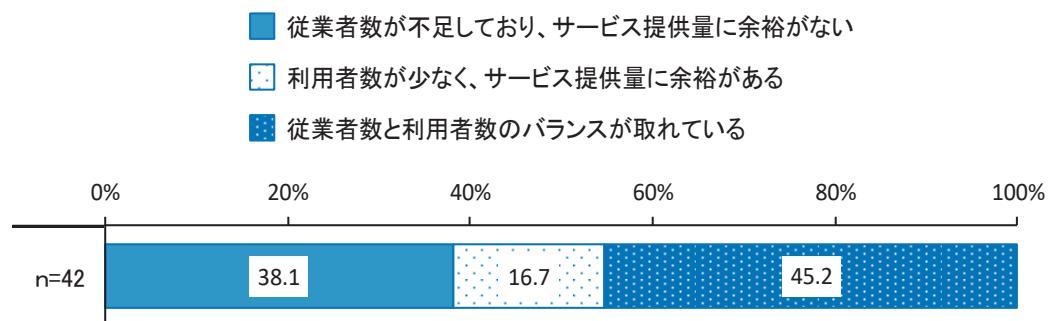


4) 福祉サービス事業所に対する調査

① 従業員の配置と利用者の受け入れ状況

従業員と利用者の受け入れ状況は、「従業員数と利用者数のバランスが取れている」が45.2%で最も高く、次いで「従業員数が不足しており、サービス提供量に余裕がない」が38.1%、「利用者数が少なく、サービス提供量に余裕がある」が16.7%となっています。

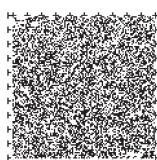
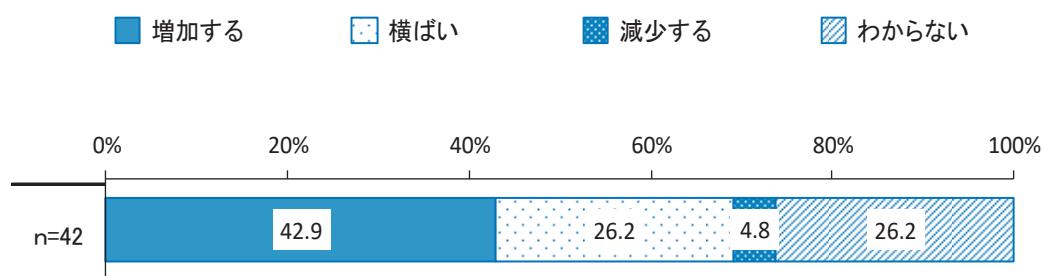
図表 従業員の配置と利用者の受け入れ状況



② 今後のサービス利用希望者数の見込み

今後のサービス利用希望者数の見込みは、「増加する」が42.9%で最も高く、次いで「横ばい」「わからない」がそれぞれ26.2%、「減少する」が4.8%となっています。

図表 今後のサービス利用希望者数の見込み



3 団体ヒアリング調査からみる現状

(1) 団体ヒアリング調査の概要

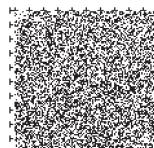
計画策定にあたって、団体ヒアリング調査を以下のとおり実施しました。

調査目的	第4期稲沢市障害者計画・第7期稲沢市障害福祉計画・第3期稲沢市障害児福祉計画の策定における基礎資料を収集するため。
調査対象	稲沢市の障害福祉に関わる8団体 ・稲沢市身体障害福祉協会 ・稲沢市視覚障害者福祉協会 ・稲沢市聴覚障害者福祉協会 ・稲沢市手をつなぐ育成会 ・稲沢地域精神障害者家族会（稻穂会） ・スマールステップ ・どんぐり親の会 ・稲沢リハビリテーションネットワーク
調査期間	令和4年11月～12月
調査方法	1団体ごとに対面で実施（それぞれ1時間程度）

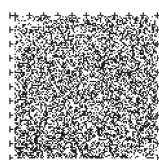
(2) 結果の概要

各団体からは、分野別の意見のほか、活動・事業上の課題を聞き取りました。調査結果の概要として、意見の要旨を以下にまとめました。

項目	意見の要旨
保健・医療の充実	・医療的ケア児への対応はまだ不十分な点がある。保護者と関係機関の繋がり、フォローオン体制の強化が必要。 ・乳幼児健診以降でもグレーディングの子どもたちとその保護者への継続的な支援体制が必要。
生活支援サービスの充実	・福祉人材の確保が急務。特に、居宅介護、同行援護、短期入所、共同生活援助において不足している。 ・サービスの充実のためには、より一層の福祉人材の育成と質の向上、有資格者などの専門的人材の確保が必要。
相談・情報提供の充実	・視覚障害や聴覚障害の人への配慮や情報提供が不足している。 ・成人期以降の障害福祉に関する相談窓口のわかりやすい周知が必要。どこに相談してよいか分からない人が多い。



項目	意見の要旨
障害のある子どもたちの教育・育成の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもの居住地校での受け入れを進めてほしい。 ・地域の学校で、手話言語を学ぶ機会が必要。 ・保育園、小学校、中学校の連携による早期の進路相談が必要。 ・児童発達支援センターに対しては、専門職チームによる連携した対応、スタッフの育成支援、年齢段階に応じた繋がりのある相談支援を期待している。
雇用・就労の支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的自立、就労意欲の喚起には工賃向上が不可欠。 ・将来に不安があるので保護者は多いので、障害者雇用や就労系サービス、障害年金などの早い時期からの情報共有が必要。
スポーツ・文化芸術活動への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ関係団体や企業とコラボして何かできないか。 ・豊かな生活のためには、就労だけではなく、余暇の過ごし方が大切。スポーツや芸術活動に関する講座ができるないか。
障害のある人の暮らしやすいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすの人にとって不便な箇所は依然たくさんある。 ・オストメイト対応のトイレの充実が必要。 ・災害時などの各避難場所には、障害種別に関わらずすべての障害者が安心・安全に避難場所で生活できる配慮が必要。また、これに備えた避難訓練への参加が重要。 ・災害時に備え、医療的ケアのある人のための電源確保が必要。
障害と障害のある人への理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・行政職員への理解をもっと強化し、事業等に活かしてほしい。 ・理解促進のためには、幼い頃からの教育が必要。 ・イベント開催など、一般市民が障害のある人と触れ合ったり交流したりできる機会が必要。
障害のある人を支える地域福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人を支える地域支援者的人材育成が追い付いていない。中身の充実したボランティア養成講座が必要。 ・障害を持っている人と出会い、一緒に過ごす経験が少なすぎる。自然な形で、近くで共に暮らす生活そのものが、本来目指す理解と共生に繋がっていく。
活動・事業上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・会員が高齢化していること、会員の増加が難しいことなどから、活動全体がうまく行われなくなってきた。 ・団体の活動を知らない当事者・保護者がまだたくさんいるので、周知方法が課題となっている。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

稻沢市障害者計画（平成27年度～令和5年度）

この計画は、障害者基本法の理念に則り、すべての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）を実現するため、障害のある人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるまちを目指し、『誰もがともに人格と個性を尊重し、支え合うまちをめざします』を基本理念とします。



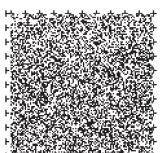
稻沢市障害者計画（令和6年度～令和11年度）

稻沢市では、障害のある人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるまちを目指し、前計画では『誰もがともに人格と個性を尊重し、支え合うまちをめざします』を目標としてきました。

本計画においても、障害者基本法の理念である「すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを目指し、前計画で掲げた理念を踏まえ、基本理念を「障害のある人もない人もお互いを尊重し、支え合うまちをめざします」と定めます。

基本理念

「**障害のある人もない人もお互いを尊重し、支え合うまちをめざします**」



2 基本目標

基本目標1 相互理解と支え合いのまちづくり

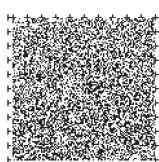
障害のある人とない人がお互いを理解し、支え合うまちづくりを目指すにあたって、まずは障害や障害のある人のことを知り、日頃から関わる機会を持つことが重要と考えられます。そのため、障害に関する啓発や幼い頃からの福祉教育、差別解消の取組などの充実を図っていきます。また、障害のある人が地域で暮らし、支え合うために必要な情報・コミュニケーション支援の充実、地域福祉活動・ボランティアの取組などを進めています。

基本目標2 ともに学び、いきいき暮らせるまちづくり

障害のある人もない人も、ともに地域で学び、いきいき暮らせるまちづくりを目指すにあたって、一人ひとりに合った環境をつくることが重要と考えられます。そのため、障害のある子どもの保育・教育では、ライフステージごとに最良の支援となるよう、関係者がスムーズに切れ目なく連携できる体制の確保を図っていきます。就労の場面では、福祉サービスによる支援のほか雇用施策との連携に努め、余暇活動では、地域にある既存の活動も踏まえつつ、スポーツや文化芸術活動などの社会参加に関する取組を促進していきます。

基本目標3 安心して生活できるまちづくり

障害のある人やその家族が安心して住み慣れた地域で生活できるまちづくりを目指すにあたって、日々の健康管理や適切な相談支援・サービスの提供が重要と考えられます。そのため、保健・医療体制、障害福祉サービスなどの充実を図っていきます。また、緊急時の対応、さらには親なき後も地域で自立して生活できる環境づくりの機能を備える地域生活支援拠点の整備促進のほか、防災の推進など、現在から今後の生活を見据えた取組を進めています。



3 計画の施策体系

基本理念

障害のある人もない人もお互いを尊重し、
支え合うまちをめざします

基本目標

基本目標1

相互理解と支え合いの
まちづくり

基本施策

(1) 相互理解と交流の促進

(2) 差別の解消及び権利擁護の推進

(3) 情報提供・コミュニケーション支援の充実

(4) 地域福祉の推進

基本目標2

ともに学び、いきいき
暮らせるまちづくり

(1) 障害のある子どもの保育・教育の推進

(2) 雇用・就労支援の充実

(3) スポーツ・文化芸術活動の促進

基本目標3

安心して生活できる
まちづくり

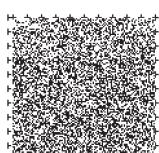
(1) 保健・医療の推進

(2) 生活支援の充実

(3) 相談支援の充実

(4) 親なき後を見据えた支援の充実

(5) 防災の推進



第4章 計画の取組内容

1 相互理解と支え合いのまちづくり

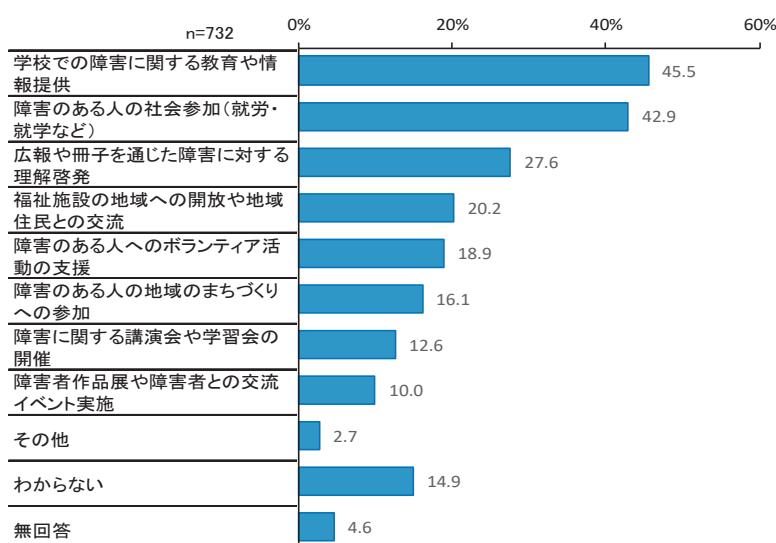
(1) 相互理解と交流の促進

現状と課題

稻沢市では、相互理解と交流の促進に関する主な取組として、広報や障害者週間ににおける周知啓発、委託事業者によるイベント開催、地域自立支援協議会による講演会などを行ってきました。また、障害のある人の声を施策に反映させるため、障害者団体や関係機関とのネットワークづくりを推進してきました。

障害のある人に対するアンケート結果では、市民の理解を深めるために必要だと思うことは、「学校での障害に関する教育や情報提供」が45.5%で最も高く、次いで「障害のある人の社会参加（就労・就学など）」が42.9%、「広報や冊子を通じた障害に対する理解啓発」が27.6%となっています。

図表 障害のある人に対する市民の理解を深めるために必要だと思うこと



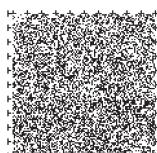
<団体ヒアリングやアンケート自由回答での意見要旨>



・障害のある人もない人も安心して共に暮らせるよう、障害に関する社会的な理解が進み、浸透することを願います。
・特に、若い世代から理解を深めていくことが大事です。



・障害のある人との分離するのではなく、双方向からのやりとりができれば、互いの理解に繋がるのではないかと思いました。



① 誰もが参加できる機会づくり

障害者団体や関係機関とのネットワークを生かして、障害がある人もない人も参加できる行事を企画し、相互理解と交流を促進します。また、市民が障害について知ることのできる機会を増やすため、広報やホームページ、SNSなどを効果的に使うことで情報発信を強化していきます。

② 福祉教育の取組 <重点>

理解促進には子どもの頃からの福祉教育が重要です。社会福祉協議会の福祉実践教室や、特別支援学校に在籍する児童生徒との交流及び共同学習の機会などを活用し、障害のある人とふれあい、その生活を知ることで理解を深めます。また、市内の大学との連携など、学校や地域において、障害のある人と交流できる新たな事業の創設を検討していきます。

・福祉まつり、スポーツ・レクリエーション大会の開催（福祉課）

障害のある人同士や、障害のない人との交流の機会となるようなイベントを実施します。

・障害福祉に関する講演会などの実施（福祉課）

広く市民に興味を持ってもらえるようなテーマを取り上げ、障害や障害のある人のことを理解するための講演会や研修を実施します。

・オンライン手話学習事業「スク手話！」、夏休み親子手話教室の実施（福祉課）

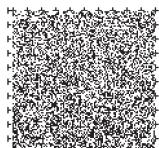
学校でYouTube動画を使って手話を学び、検定を行う「スク手話！」など、子どもの頃から手話言語に親しんでもらえる取組を実施します。

・社会福祉協議会「福祉実践教室」との連携（学校教育課）

障害のある人を講師として招き、車いす、点字、手話などの体験をしたり、見た目に分かりづらい障害のある人の生活のしづらさを体験したりすることを通じて、実際にふれあいながら福祉について学び、子どもの頃からの理解を促進します。

・「人権教育」の実施（学校教育課）

小中学校において、社会科をはじめ各教科の授業の中で、多様性や障害についての学習を行います。障害のある人やそれを取り巻く課題について考える機会を作り、理解を深めます。



(2) 差別の解消及び権利擁護の推進

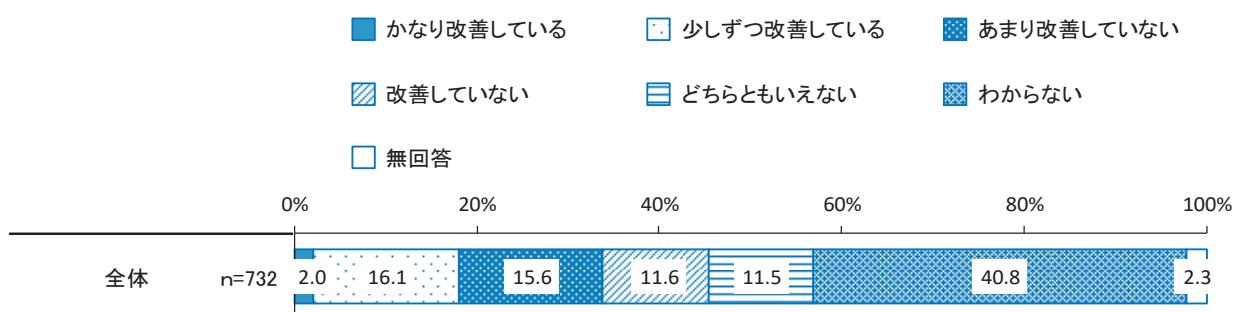
現状と課題

稻沢市では、障害のある人に対する差別の解消について、広報やホームページによる情報発信、障害福祉サービス事業者向けの研修実施などにより、周知・啓発を図ってきました。

障害のある人に対するアンケート結果では、障害のある人に対する差別や偏見の改善は、「かなり改善している」、「少しずつ改善している」をあわせた『改善している』は18.1%となっています。一方、「あまり改善していない」「改善していない」をあわせた『改善していない』は27.2%となっています。団体ヒアリングでも依然として偏見の強さを感じているという意見がありました。このように、差別や偏見の改善が進んでいるという意見がある一方で、まだまだ改善しておらず強く感じるという意見もあることから、引き続き障害者差別の解消については力を入れていく必要があります。

また、権利擁護の推進については、「障害者虐待防止法」の周知・啓発や、令和3年度に設置した成年後見センターによる成年後見制度の利用促進を行ってきました。しかし、アンケートの結果からも、まだ周知が行き届いているとは言えず、課題となっています。

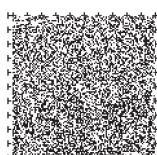
図表 障害のある人に対する差別や偏見の改善



<アンケート自由回答での意見要旨>



- ・障害のある人に対する差別意識は根強く残っていると感じます。
- ・私は内臓疾患で、見た目は健常者と変わりせん。そのため周りの理解を得られず、仕事内容に配慮してもらうこともできず、苦労しています。
- ・障害のある人が外へ出て障害のない人と一緒に活動できるような機会がもっとあると良いと思います。



① 差別解消の推進

障害のある人に配慮した対応ができるよう、稻沢市の新規採用職員に対する研修の実施、公共施設改修時のバリアフリー化などを行っていきます。「障害者差別解消法」が改正され、令和6年4月から事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化されますので、改めて差別解消について理解が進むように、ホームページなどで広報啓発をしていきます。また、内部疾患などにより、見た目に分かりにくい障害がある人のための「ヘルプマーク」についても、様々な機会に周知をしていきます。

② 権利擁護に関する周知・啓発 <重点>

障害のある人に対する虐待はその尊厳を著しく害するものです。広報などにより周知を図るほか、地域の障害福祉サービス事業者に対し、虐待防止や意思決定支援に関するテーマで研修を実施するなど、権利擁護に関する意識の啓発に努めます。虐待通報への対応を行った場合は、その対応が適切だったかについても検証を行い、対応力の向上を図っていきます。また、契約の代行や財産の管理を通じて障害のある人の権利を守るための「成年後見制度」についても、周知と利用促進を図っていきます。

主な事務事業

・差別解消、権利擁護に関する講演や研修などの開催（福祉課）

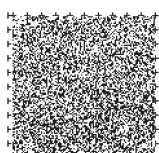
多くの人に参加してもらえるよう、市民向け、事業者向けなど内容や方法を検討・工夫し、開催できるよう取り組みます。また、障害のある人の権利擁護に関連して、虐待防止だけでなく、意思決定支援に関するテーマについても取り上げます。

・差別に関する相談事例、虐待に関する対応事例の検討・分析（福祉課）

地域自立支援協議会において匿名化した事例を検討・分析し、関係機関で共有するなど、対応力の向上に努めます。

・成年後見制度に関する講演会や研修の開催（福祉課）

成年後見センターによる広報啓発活動の一つとして、出前講座などを開催します。また、制度の担い手として市民後見人を育成するため、研修を実施していきます。



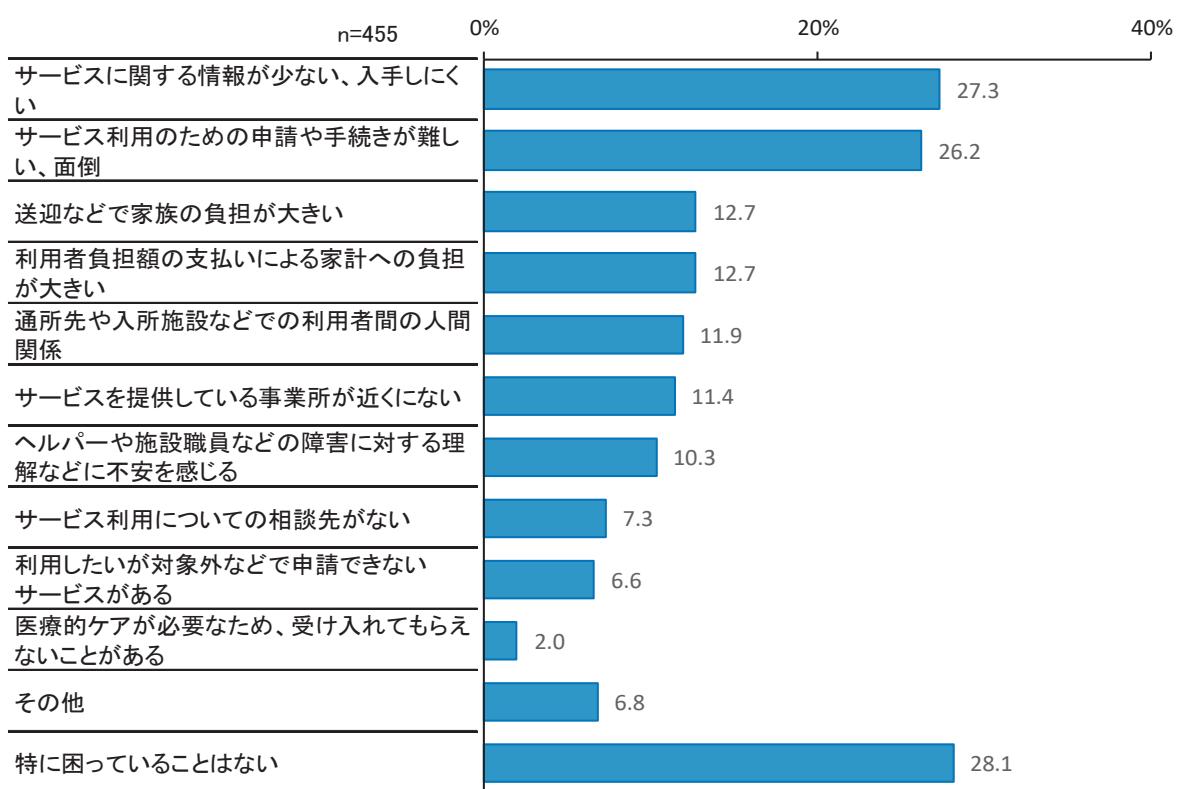
(3) 情報提供・コミュニケーション支援の充実

現状と課題

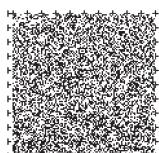
稻沢市では、ホームページやSNSなどを通じた情報のバリアフリー化や、手話通訳者の設置や遠隔手話通訳サービスなどによるコミュニケーション支援の充実を図ってきました。また、平成31年1月には稻沢市手話言語条例が施行され、「いなざわ手話フェスティバル」を開催するなど、手話言語に対する理解を深め、手話言語を使用しやすい環境づくりを進めてきました。

障害のある人に対するアンケート結果では、障害福祉サービスの利用で困っていることとして、「サービスに関する情報が少ない、入手しにくい」が27.3%、「サービス利用のための申請や手続きが難しい、面倒」が26.2%となっており、市民から見るとサービスに関する情報はまだ少なく、手続きも難しいという評価になっています。稻沢市では「障害福祉ガイドブック」や「福祉サービスあらかると」など、障害福祉に関する制度などについてわかりやすくまとめた冊子を作成するなど、取組は徐々に進められているところではありますが、必要なときに必要な人に情報が届くような更なる工夫が必要だと考えられます。

図表 障害福祉サービスの利用で困っていること



<団体ヒアリングでの意見要旨>



・保護者は仕事で時間がなく忙しいので、なかなか動くのが難しいときもあります。行政からの発信がもう少しあっても良いと思います。

① 障害の種類・程度に応じた情報提供

ホームページ、SNSなどによる情報発信の内容をより充実したものにするとともに、必要な各種情報をまとめて、アクセスしやすくしていきます。また、令和4年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、情報アクセシビリティに関する取組が地方公共団体の責務とされました。これに伴い、障害の種類や程度に応じた方法で、障害のある人もない人も同一時点で、同一内容の情報を、円滑に取得できるように施策を推進していきます。

② コミュニケーション支援の拡充

コミュニケーションに支援が必要な方のための施策を拡充していきます。視覚障害のある人に対しては音声や点字などを活用した事業を、聴覚障害のある人に対しては手話通訳などを活用した事業を推進していきます。

- ・「声の広報」を使った情報発信（シティプロモーション課）

視覚障害のある人に対し、市政の動向・行事等を周知するため、「広報いなざわ」を音声媒体にして届けます。

- ・障害の種類に応じた市民対応の向上（福祉課）

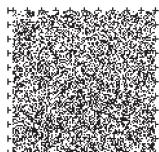
市役所窓口への手話通訳者の設置のほか、ビデオ通話を活用して問合せができる遠隔手話サービスへの登録を促進することにより、手話言語への対応を向上させていきます。また、視覚に障害のある人や手足に不自由のある人には代読、代筆の支援を行うなど、障害の種類に応じた合理的配慮による市民対応に努めます。

- ・障害のある人の性・コミュニケーションに関する講座の開催（福祉課）

知的障害や発達障害をはじめとした他者と関わることに難しさを抱える人やその家族などが、コミュニケーションについて学ぶことができる講座を開催します。

- ・手続き簡素化のためのシステムの活用（各課）

市民が申請書などを作成するに当たり、その手続きを簡素化するシステムなどを活用促進し、障害の有無に関わらず円滑に手続きができる体制整備に努めます。



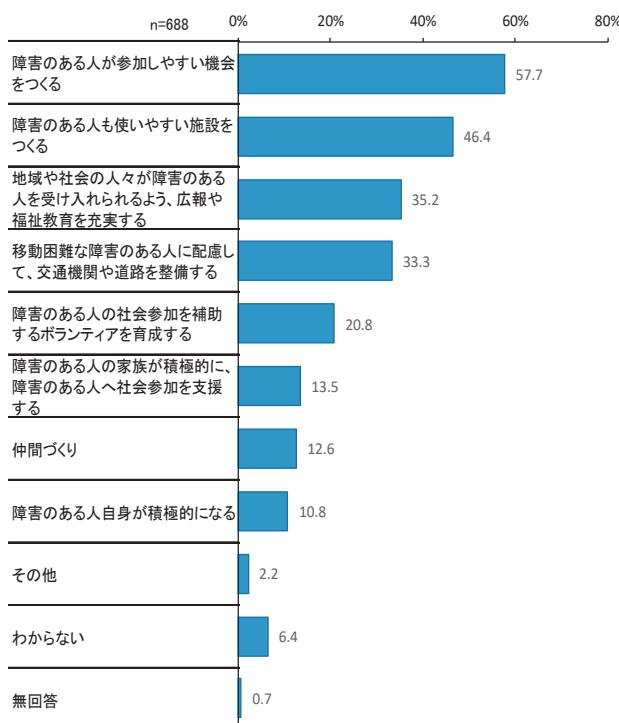
(4) 地域福祉の推進

現状と課題

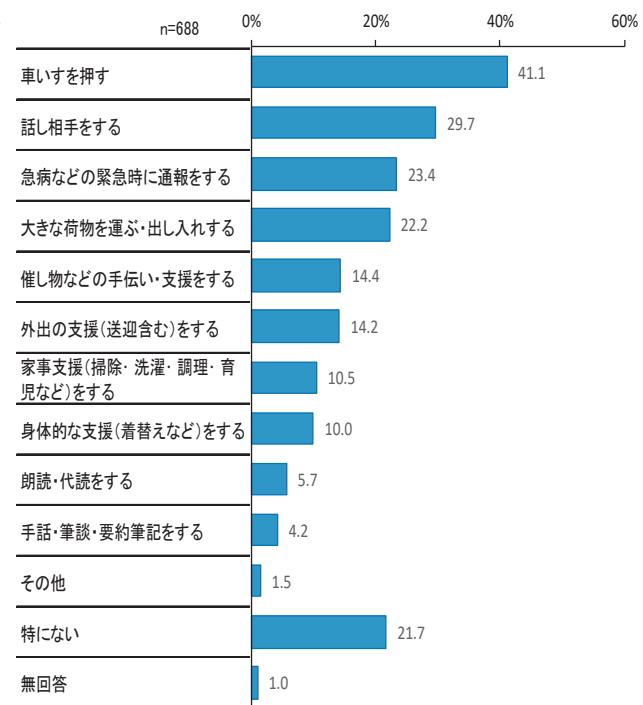
稻沢市では、地域福祉計画に基づき、「地域のみんなでつくる、安心して暮らせるまち」を基本理念として、まちづくりを推進してきました。

障害のある人に対するアンケート結果では、障害のある人が地域社会に積極的に参加するために大切なこととして、「障害のある人の社会参加を補助するボランティアを育成する」が20.8%となっており、ボランティア支援のニーズがあることがうかがえます。また、一般市民に対するアンケート結果では、日常生活で障害のある人にできる支援として、「車いすを押す」が41.1%で最も高く、次いで「話し相手をする」が29.7%、「急病などの緊急時に通報をする」が23.4%などとなっています。このことから、何か困ったことがあれば、障害のある人に対して支援する意向がある人が一定数いることがうかがえます。ボランティアをしたい人を養成し、ボランティアが必要な人と繋げられるかどうかが課題となっています。

図表 地域社会に参加するために大切なこと



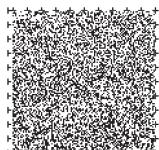
図表 日常生活で障害のある人にできる支援



<団体ヒアリングでの意見要旨>



- ・様々なサービスや情報は徐々に充実してきていますが、支援者的人材育成が追いついていないと感じます。
- ・ボランティアは誰でもできることなので、誰もが「自分でも何かできることがある！」ということを広めていただきたいです。



① ボランティア活動の促進

市民活動支援センターとボランティアセンターの窓口において各種ボランティア活動の情報を収集し、団体同士の相互連携やコーディネート機能の充実を図ります。また、研修や意見交換の機会をつくり、各種団体の育成・支援に努めます。

② 地域福祉ネットワークの充実

身近な地域で住民相互による助け合いや支え合いのまちづくりを推進するため、市民、民生委員・児童委員、まちづくり推進協議会、NPO法人、地域の企業、社会福祉協議会などとともに、多くの市民の参画のための仕組みづくりを進め、社会資源のネットワーク化を推進します。

主な事務事業

・障害福祉講座による人材育成（福祉課）

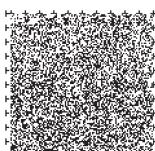
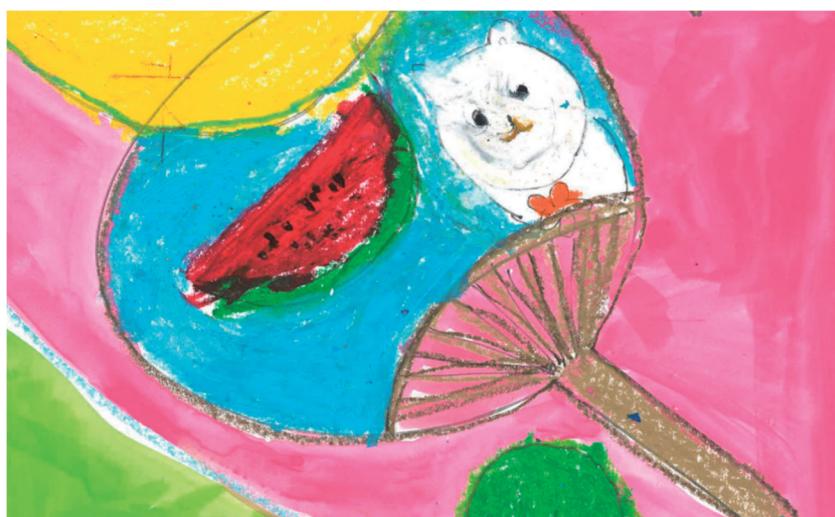
手話奉仕員や点訳奉仕員、視覚障害者ガイドボランティアなどの養成講座を開催し、コミュニケーション支援ができる人材を育成します。

・地域福祉推進体制の充実（福祉課、高齢介護課、地域協働課）

まちづくり推進協議会における地域福祉活動と、生活支援体制整備事業により設置した「協議会」の活動などが互いに連携できるような体制づくりに努めます。

・年齢を問わず地域住民が集まれる場の充実（福祉課、高齢介護課、地域協働課）

対象を高齢者に限定しない「全世代型」のサロンの整備や、地域の夏祭りなどの行事において、障害の有無に関わらず地域住民が集まれる場が、より活発化するよう支援していきます。



2 ともに学び、いきいき暮らせるまちづくり

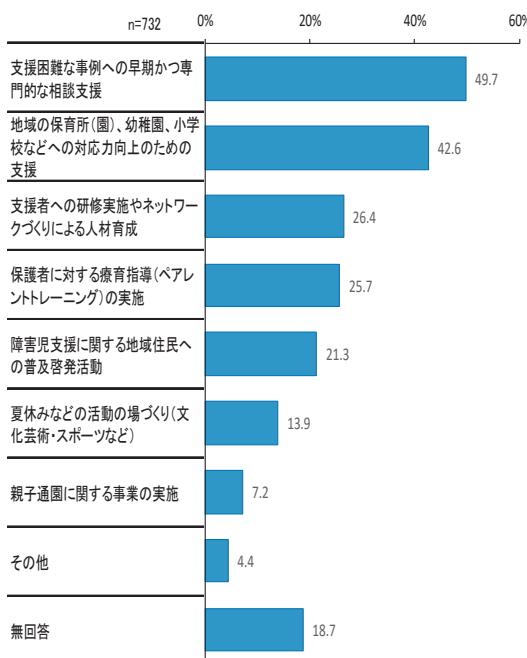
(1) 障害のある子どもの保育・教育の推進

現状と課題

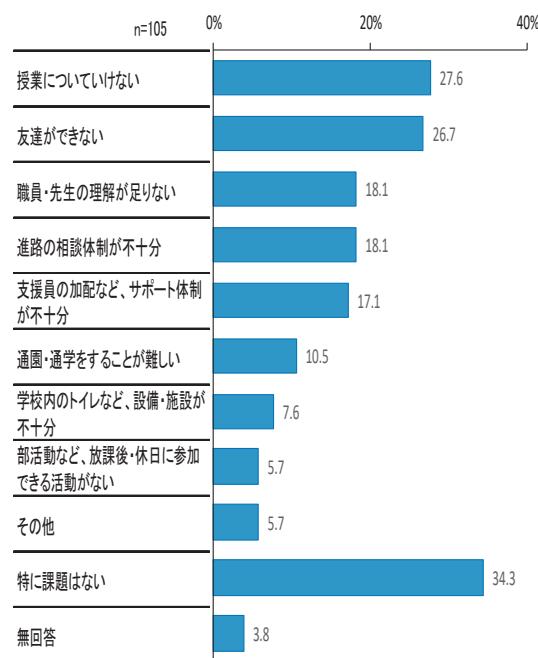
稻沢市では、障害のある子どもの支援体制の充実、教員の指導力向上のほか、障害の早期発見・早期対応から乳幼児期、学童期、卒業後の一貫した切れ目のない相談支援体制の整備に向けて取り組んできました。前計画から検討している児童発達支援センターは、令和7年度から開所予定で準備が進んでいます。

障害のある人に対するアンケート結果では、児童発達支援センターの取り組みで必要だと思うこととして、「支援困難な事例への早期かつ専門的な相談支援」が49.7%で最も高く、次いで「地域の保育所（園）、幼稚園、小学校などへの対応力向上のための支援」が42.6%、「支援者への研修実施やネットワークづくりによる人材育成」が26.4%となっています。このことから、専門的な相談体制や保育所などの支援の質の向上への期待がうかがえます。また、学校生活などにおける課題としては、「授業についていけない」が27.6%で最も高く、次いで「友達ができない」が26.7%となっていました。

図表 児童発達支援センターの取組で必要なこと



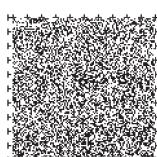
図表 学校生活などにおける課題



<団体ヒアリングやアンケート自由回答での意見要旨>



・児童発達支援センターでは、知識の深い専門職によるチーム対応や、スタッフのレベルアップを図るための育成を期待しています。



① 切れ目ない支援体制づくり <重点>

乳幼児期、学童期から卒業後に至るまで、ライフステージごとに最良の支援ができるよう、関係者一人ひとりが支援を繋いでいくという意識を持ち、切れ目なく連携できる体制を充実させていきます。令和7年度に開所予定の児童発達支援センターでは、関係機関と連携し、支援の中核機関として役割を担えるよう整備していきます。

② インクルーシブ保育・教育の推進

障害の有無に関わらずすべての子どもが共に育ち合うことを願って「インクルーシブ」な保育・教育の受け入れ体制を拡充していきます。民間も含めた地域の保育所（園）全体で支援が必要な子どもの受け入れができるような支援体制を構築するとともに、保育士研修の充実を図ります。学校においても、特別支援教育の充実を図り、インクルーシブな体制の整備や職員の研修機会の確保に努めます。

- ・切れ目ない相談体制の充実（健康推進課、子育て支援課、保育課、学校教育課）

子どもの発達などの悩みを継続して相談できるよう、乳幼児健診をはじめ、子育て相談室などの子育て相談、専門職によるこども発達相談、就学に関する教育相談会などの機会を充実させるとともに、各担当課が密な連携を図ることで、その質の向上に努めます。→関連 p. 49

- ・子育て支援ツール「サポートブック」の周知活用（福祉課）

入園、入学、医療機関の受診、福祉サービスの利用などの場面で、関係する支援者に見せることで、子どもの状況を知ってもらい、適切な支援に繋げるためのツールである「サポートブック」の一層の活用と機能向上を図ります。

- ・児童発達支援センターの整備と連携強化（子育て支援課）

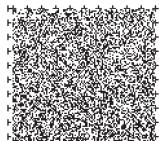
療育に関する中核機関として、障害のある子どもへの療育やその家族支援、専門的な知識・技術に基づいた相談支援を行うとともに、地域の保育所（園）、学校、福祉サービス事業所への支援を通じて、地域全体の支援力向上を図ります。→関連 p. 49

- ・医療的ケア児支援の体制づくり（福祉課）

市内で通園、通学を希望する医療的ケア児に対して、関係機関と医療的ケア児等コーディネーターが連携し、受け入れ体制の整備に努めます。看護師などの配置を進めるとともに、訪問看護師の派遣事業の実施などを検討していきます。→関連 p. 45

- ・特別支援教育の充実（学校教育課）

小中学校に入学後、発達障害などの障害の有無に関わらず、他の児童生徒とともに学ぶことができるよう、インクルーシブな体制の整備や職員の研修機会の確保に努めます。



(2) 雇用・就労支援の充実

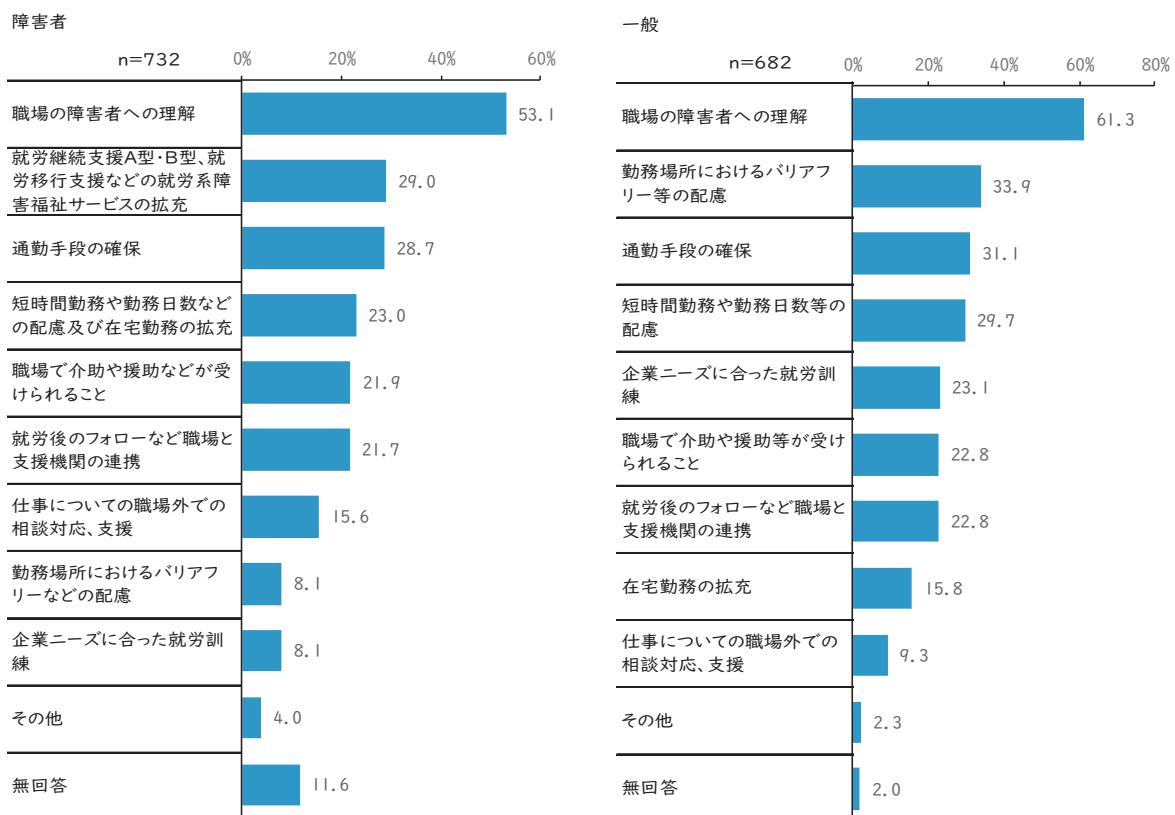
現状と課題

稻沢市では、障害福祉サービスによる就労支援のほか、市内企業に対する障害者雇用に関する啓発活動や先進的な企業の見学会の開催などを実施してきました。

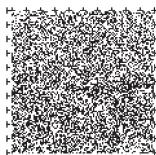
アンケートで障害者の就労支援に必要なことについて質問したところ、障害のある人に対するアンケート結果では、「職場の障害者への理解」が53.1%で最も高く、次いで「就労継続支援A型・B型、就労移行支援などの就労系障害福祉サービスの拡充」が29.0%、「通勤手段の確保」が28.7%となっています。次に、一般市民へのアンケート結果では、「職場の障害者への理解」が61.3%で最も高く、次いで「勤務場所におけるバリアフリー等の配慮」が33.9%、「通勤手段の確保」が31.1%となっています。このことから、特に「職場の障害者への理解」については、障害のある人、一般市民ともに割合が高く最重要であることがうかがえます。

こうしたニーズを踏まえて、障害に関する理解啓発により働きやすい環境づくりを促していく必要があります。

図表 障害者の就労支援に必要なこと



「就労継続支援A型・B型、就労移行支援などの就労系障害福祉サービス」は障害者のみの設問です。障害者への「短時間勤務や勤務日数などの配慮及び在宅勤務の拡充」については、一般では「短時間勤務や勤務日数等の配慮」と「在宅勤務の拡充」に分けて質問しています。



① 就労支援機関との連携

公共職業安定所（ハローワーク）や障害者就業・生活支援センターのほか、就労系障害福祉サービス事業所などの関係機関と連携を図り、支援が必要な人が適切なサービスや制度に繋がるよう支援していきます。また、既存の就労系障害福祉サービスである就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援に加えて、就労先や働き方についてより良い選択ができるよう支援する新しいサービス「就労選択支援」に関する情報提供も行っていきます。

② 職場における障害への理解促進 <重点>

障害のある人の雇用が進んでいない企業への訪問や、雇用に前向きな企業の見学会の開催などを通じて、障害のある人の雇用に関する様々な制度を知ってもらうとともに、実際に働く様子やその環境を見てもらうことで、理解促進を図ります。

③ 工賃向上を通じた経済的自立の支援

福祉施設の生産品のPR資料作成や販売機会の確保など、工賃向上に繋がる取組を実施することにより、一般就労が難しい人の経済的自立を支援します。また、「障害者優先調達推進法」に基づき、市が購入する物品や役務などについて、福祉施設からの優先調達に努めます。

・障害に関する理解促進のための研修や見学会などの実施（福祉課）

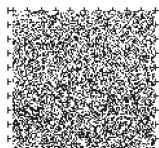
障害特性に応じた適切な対応方法を学ぶための研修や、障害者雇用に関して先進的な取組を行っている企業からノウハウや働き方を学ぶための見学会などを開催し、障害に関する職場の理解と働きやすい環境づくりを促進していきます。より多くの人が参加できるように、オンラインなどの開催方法についても検討します。

・障害者雇用促進キャンペーンの実施（商工観光課）

法定雇用率の未達成企業を訪問し、障害のある人の雇用に関する制度などを説明します。

・障害者特別雇用奨励金制度の周知（商工観光課）

障害のある人を雇用した場合に活用できる制度について、より一層の周知を図ります。



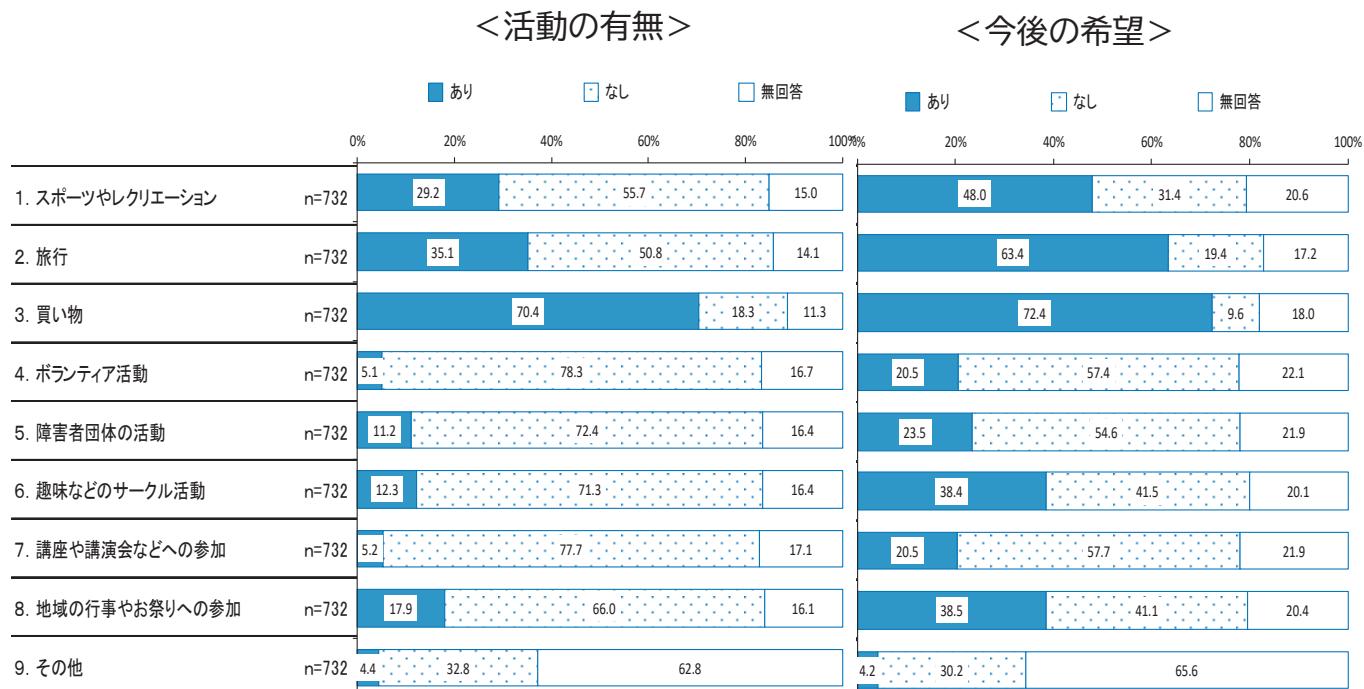
(3) スポーツ・文化芸術活動の促進

現状と課題

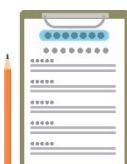
稻沢市では、障害のある人の残存機能回復訓練、相互の交流及び社会復帰の一助などを目的としたスポーツ・レクリエーション大会の開催や、書道・ペン講座の開催及びその作品展示を行ってきました。

障害のある人に対するアンケートで、余暇活動の有無と今後の希望について尋ねたところ、その現実と希望の差が大きいものとして、「旅行」(28.3%)、「趣味などのサークル活動」(26.1%)、「地域の行事やお祭りへの参加」(20.6%)、「スポーツやレクリエーション」(18.8%)などが挙げられました。この差は、障害のある人が参加したいと思っているが参加できていないことを意味していると考えられますので、ニーズの表れであると捉え、障害のある人が参加できる環境づくりを進めていく必要があります。

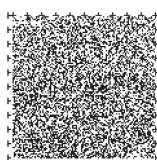
図表 余暇活動の有無と今後の余暇活動の希望



<アンケート自由回答での意見要旨>



- ・障害者や難病の人が気軽に参加できるイベントをもっと開催してもらいたいです。
- ・最近テレビやSNSで発達障害でも頑張ってアーティストとして活動されている人を見ることが多く、私も何かやってみたいと思っています。



① スポーツに親しめる環境づくり

障害がある人やいない人も、ともに参加できるスポーツ・レクリエーション大会などを企画するとともに、生涯にわたりスポーツに親しむことができるよう環境の整備を推進していきます。また、市内の各種スポーツ関係団体や障害者団体と連携し、指導者の養成やボランティアの育成を図るとともに、障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動を支援していきます。

② 文化芸術活動の取組の拡充

文化芸術活動は、本人の生きがいや生活の質の向上につながるだけでなく、地域での交流の機会となり、心の豊かさや相互理解をもたらします。地域における既存のボランティア団体や趣味のサークルなどに、障害の有無に関わらず参加できるよう、市民活動支援センターと連携して取り組んでいきます。

また、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」に基づき、視覚に障害のある人などの読書環境の整備を推進していきます。

・スポーツ・レクリエーション大会の開催（福祉課）

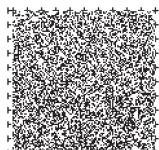
これまで取り組んできた事業のほか、障害がある人やいない人も、ともに参加できる形式で開催できる行事についても検討していきます。

・文化芸術活動の発表の場づくり（福祉課）

福祉まつりなどの機会を活用し、障害がある人が作品展示やステージ発表ができる機会を確保していきます。

・読書バリアフリーア体制の整備（図書館）

点字図書、大活字本及びデイジー図書を充実させ、視覚障害のある人が利用しやすい資料の提供に努めます。また、来館による本の貸出サービスの利用が難しいかたに本の宅配を行う「家庭文庫」を実施するとともに、パソコンやスマートフォンなどから電子書籍を読むことができる「いなざわ電子図書館」の普及啓発を行います。



3 安心して生活できるまちづくり

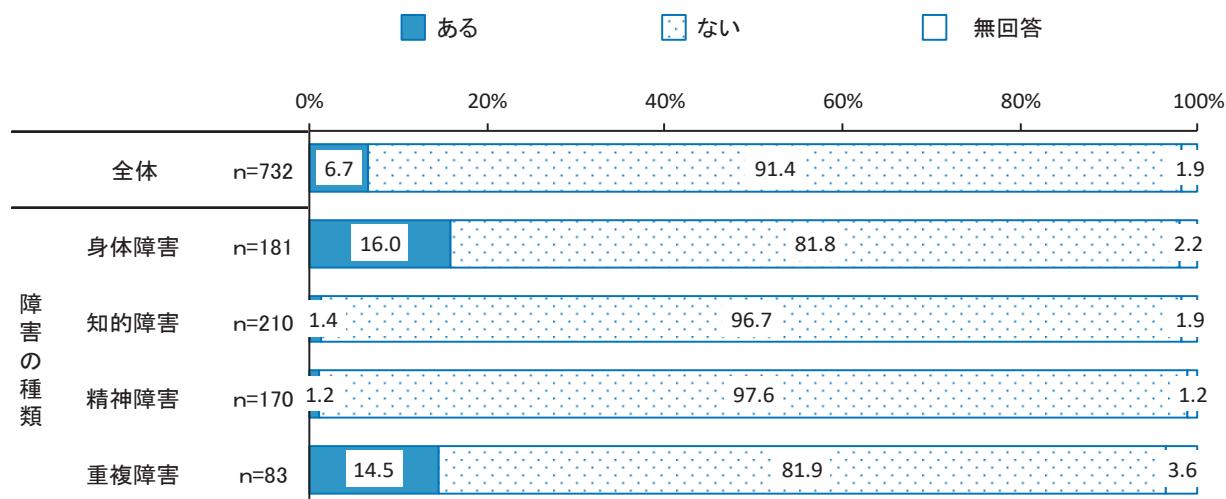
(1) 保健・医療の推進

現状と課題

稻沢市では、保健事業として各種健診、相談、健康教育などを実施することで、病気の早期発見、早期治療に努めるとともに、健診後は必要に応じ、医療機関を紹介するなどの対応を行ってきました。高齢者に対しては、介護予防との一体的実施事業など、子どもに対しては、保健センターでの個別相談、健診事後教室の開催のほか、子育て相談室など、母子通園施設などとの連携を図ってきました。また、医療的ケアが必要な人が地域で安心して生活できるように、支援者のネットワークづくりや地域の保育園や小学校に通うための仕組みづくりに取り組んできました。

障害のある人に対するアンケートで、医療的ケアの有無について尋ねたところ、全体の回答のうち「ある」が6.7%となりました。また、その内訳として複数の障害を併せ持つ重複障害の人が一定数いることも読み取れることから、そのニーズに応じた施策が実施されているかどうか、適切に把握していく必要があります。

図表 医療的ケアの状況

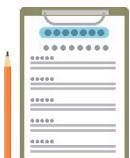
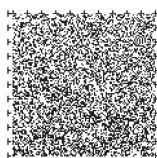


※ 医療的ケアとは、人工呼吸器（レスピレーター）管理、気管切開、鼻咽頭工アウェイ、酸素吸入、たんの吸引ネブライザー、中心静脈栄養（IVH）、経管栄養（胃ろうなど）、腹膜透析、導尿、人工肛門などを指します。

<団体ヒアリングやアンケート自由回答での意見要旨>



- ・家庭、医療、学校、市役所など、横の繋がりが必要だと感じます。
- ・保育園、学校などで医療的ケア児に対応できる仕組みづくりや人員の配置ができるとよいと思います。



- ・医療的ケア児が利用できるサービス事業所が少ないと思います。

① 保健・医療サービスの充実

病気の早期発見、早期治療に繋がるよう、各種健診（がん検診、特定健診、歯科健診、乳幼児健診など）の内容の充実と、事業の周知を推進します。また、保健師による健康相談・家庭訪問など多面的なアプローチにより必要な支援に繋ぎつつ、関係機関との連携を強化していきます。そのほか、医療的ケアが必要な人が「医療的ケア児等コーディネーター」と繋がることができるよう、支援していきます。

障害のある人のための医療の充実は、障害の軽減を図り、自立を促進するために不可欠です。自立支援医療制度をはじめとした各種制度に基づく医療費の公費負担により、医療サービスを引き続き提供していきます。

② こころの健康づくり

電話、面接及び訪問によるこころの健康相談を実施するとともに、内容に応じた適切な相談先についての情報提供を行います。また、ストレス対処法に関する知識の普及を図ります。稲沢市自殺対策計画に基づき、庁内関係課や保健所・病院などとの連携により、誰もが相談しやすい環境づくりに努め、早期支援に繋げていきます。

・各種健診などの内容の充実（健康推進課）

がん検診、特定健診、歯科健診や乳幼児健診の内容を充実させるとともに、他機関への連携体制を強化します。

・障害児、障害者歯科健診の充実（健康推進課）

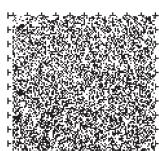
障害のある人が歯科健診を受けやすい体制を充実させていきます。

・こころの健康づくりに関する講演会の実施（健康推進課）

こころの健康づくりに関連して自殺対策講演会などを開催することで、市民の健康意識の醸成を図ります。

・医療的ケア児支援の体制づくり（福祉課）（再掲）

市内で通園、通学を希望する医療的ケア児に対して、関係機関と医療的ケア児等コーディネーターが連携し、受け入れ体制の整備に努めます。看護師などの配置を進めるとともに、訪問看護師の派遣事業の実施などを検討していきます。→関連 p. 39



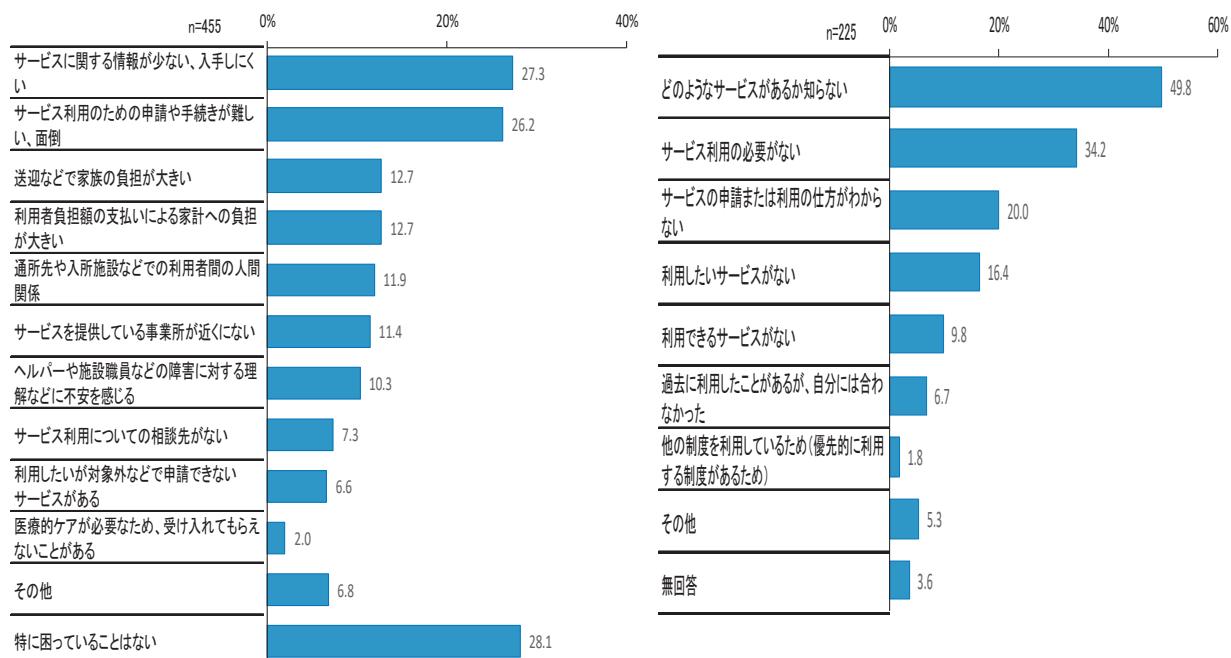
(2) 生活支援の充実

現状と課題

稻沢市では、障害福祉サービスやその他様々な制度などを通じて、地域生活を支える基盤づくりを進めてきました。また、その充実のため、地域自立支援協議会に複数の部会・作業部会を設け、多くの議題について協議を重ねてきました。

障害のある人に対するアンケート結果では、障害福祉サービスの利用で困っていることとして、「サービスに関する情報が少ない、入手しにくい」が27.3%で最も高く、次いで「サービス利用のための申請や手続きが難しい、面倒」が26.2%となっています。このことから、サービス内容の情報提供や利用に関する丁寧な説明など、適切な利用に繋げられるような支援が必要であると考えられます。そのほか、アンケート結果では利用したいができないサービスとして「短期入所」や「就労継続支援A型」などが挙げられています。利用に関する心理的なハードルが高いことや、サービス提供事業者が少ないことが課題になっていると考えられます。次に、今後3年間で利用意向の特に高いサービスとしては、「短期入所」や「共同生活援助」などが挙げられています。障害のある人の重度化、高齢化や、親元からの自立が背景にあることがうかがわれますので、これらのサービスを安心して利用できるような取組は課題になると考えられます。

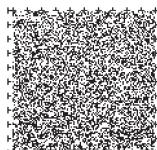
図表 障害福祉サービスの利用で困っていること 図表 障害福祉サービスを利用していない理由



<団体ヒアリングでの意見要旨>



- ・福祉サービスを利用するに当たり、情報が少なかったため、相談や見学をするのにかなりのエネルギーが必要でした。
- ・高齢障害者に対する情報提供などの充実も必要です。



① 障害福祉サービスの利用環境の整備

ホームページの利用や関係機関との連携により、障害福祉サービスの内容や利用の流れ、事業所情報などに関する情報発信をより丁寧に行い、利用しやすい環境を整えます。また、事業者に対しては、関係機関が実施する様々な研修案内の周知や事例検討会の実施など、支援の質の向上に資する取組を推進していきます。

② 地域自立支援協議会の活用によるサービス基盤の整備

地域の障害のある人への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、実情に応じた新たな体制の整備や仕組み作りを行っていきます。地域自立支援協議会の全体会、本会議、運営会議、分野別部会、作業部会、事業所連絡会、また、地域での個別支援会議が、それぞれ有機的に繋がるような運営に努めます。

③ 重度化・高齢化などへ対応したサービスの検討

重度の障害のある人やその家族も、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるような体制の整備を進めていきます。高齢者に対しては、自己負担額の一部を給付する「新高額障害福祉サービス等給付費」の制度の周知のほか、難聴者への補聴器購入費用助成や移動手段の確保など、より効果的な施策を検討していきます。また、市の単独事業についても、より良いあり方について検討をしていきます。

- ・「福祉サービスあらかると」の冊子の作成、配布（福祉課）

障害福祉サービスの事業所情報をまとめた冊子を作成し、窓口での配布のほか、ホームページに掲載するなどして周知、活用を図ります。

- ・日中サービス支援型のグループホームの運営評価の実施（福祉課）

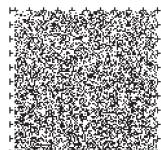
年1回以上、地域自立支援協議会で運営状況を評価し、質の確保を図ります。

- ・共生型サービスの仕組みの周知（福祉課）

障害福祉サービス事業所が介護保険サービスとして指定を受ける「共生型サービス」の制度について事業所に周知することで、介護保険サービスへの移行が適当な人でも、慣れた事業所による支援を継続することができるよう支援していきます。

- ・タクシー料金助成などによる外出支援（福祉課、総務課）

タクシー料金助成利用券の発行や稻沢おでかけタクシー事業などにより、引き続き障害のある人の外出を支援していきます。



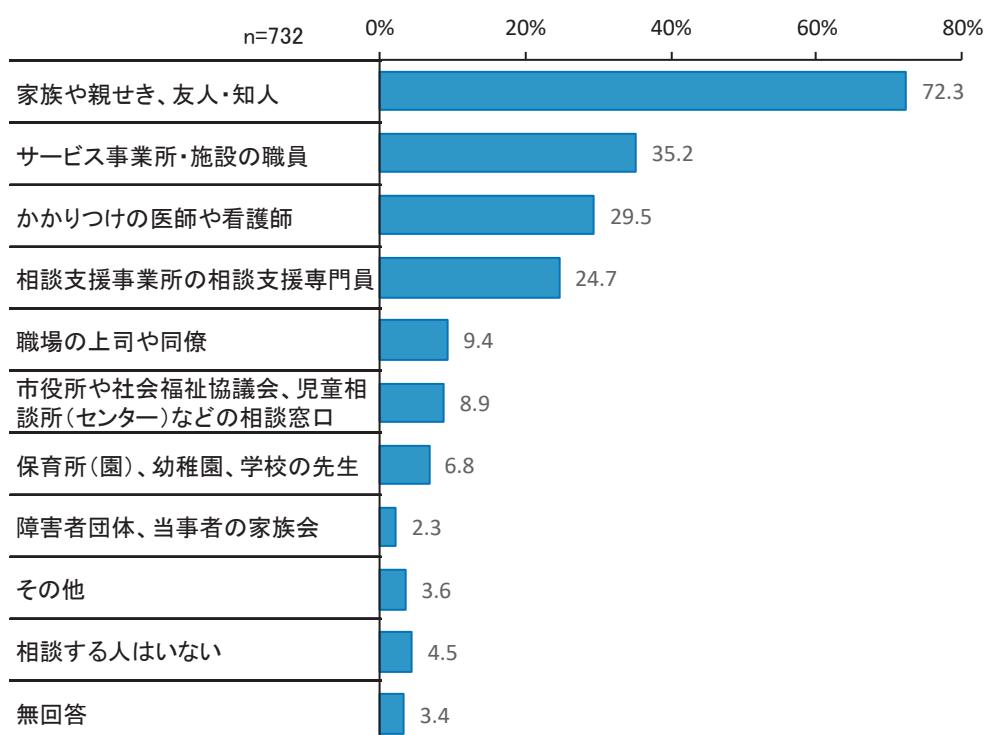
(3) 相談支援の充実

現状と課題

稻沢市の障害福祉に関する相談支援としては、一般的な相談窓口としての委託相談支援事業所、障害福祉サービスなどを利用するための計画相談支援・障害児相談支援事業所、対応困難ケースへの対応や地域の体制を強化するための基幹相談支援センターが連携して対応にあたっています。そのほか、保健センター、子育て相談室などはな、子育て支援センターなど、子どもに関する相談窓口とも連携を図っています。

障害のある人に対するアンケート結果では、悩みや困ったことの相談相手として、「家族や親せき、友人・知人」が72.3%で突出して高く、次いで「サービス事業所・施設の職員」が35.2%、「かかりつけの医師や看護師」が29.5%、「相談支援事業所の相談支援専門員」が24.7%となっています。また、「相談する人はいない」は4.5%となっており、悩み事を誰にも話せない方が一定数いるという状況がうかがえます。

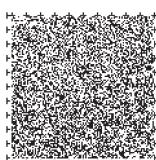
図表 悩みや困ったことの相談相手



<団体ヒアリングでの意見要旨>



・「町の保健室」というような位置付けの地域の中にある相談窓口が必要だと思います。一般相談の事業所が、高齢者にとっての地域包括支援センターのように、障害福祉の身近な相談窓口になると良いです。



① 身近な相談窓口の拡充

地域での障害福祉に関する困りごとを相談できる身近な場所として、現在市内5か所に委託している相談窓口があります。この存在を知つてもらえるよう周知を強化するとともに、委託箇所の増加、地域別の役割設定など、拡充に関する新たな取組を検討していきます。

② 中核的な相談支援機関の役割強化

障害福祉に関する中核的な相談支援機関である基幹相談支援センターにおいて、専門性が高いケースや対応困難ケースへの対応、地域の相談支援従事者に対する助言、事例検討会・研修の開催などを実施します。今後はより一層その役割を強化し、地域の相談支援体制の充実を図ります。また、令和7年度に開所予定の児童発達支援センターにおいても、子ども分野の関係機関と連携し、支援の中核機関として役割を担えるよう整備していきます。

・一般相談窓口の拡充（福祉課）

市内の相談窓口を増やし、地域別に役割を設定することで「この地域にお住まいの方は、まずはここに相談すればよい」という分かりやすい体制づくりを検討します。

・基幹相談支援センターの役割強化（福祉課）

専門性が高いケースや対応困難ケースへの対応、地域の相談支援従事者に対する助言、事例検討会・研修の開催などを実施します。

・切れ目ない相談体制の充実（健康推進課、子育て支援課、保育課、学校教育課）（再掲）

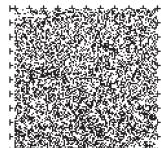
子どもの発達などの悩みを継続して相談できるよう、乳幼児健診をはじめ、子育て相談室などの子育て相談、専門職によるこども発達相談、就学に関する教育相談会などの機会を充実させるとともに、各担当課が密な連携を図ることで、その質の向上に努めます。→関連 p. 39

・児童発達支援センターの整備と連携強化（子育て支援課）（再掲）

療育に関する中核機関として、障害のある子どもへの療育やその家族支援、専門的な知識・技術に基づいた相談支援を行うとともに、地域の保育所（園）、学校、福祉サービス事業所への支援を通じて、地域全体の支援力向上を図ります。→関連 p. 39

・重層的支援体制整備事業の実施（福祉課）

子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応できるように、包括的な相談支援体制による連携をより一層強化していきます。



(4) 親なき後を見据えた支援の充実

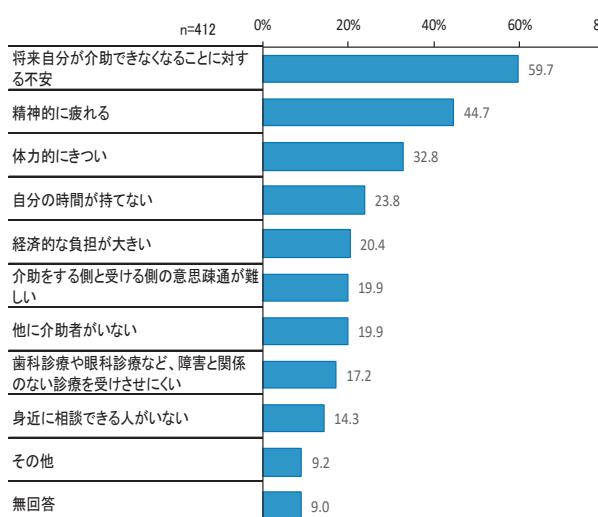
現状と課題

稻沢市では、障害のある人の重度化・高齢化や「親なき後」に備えるとともに、重度障害にも対応できる専門性を有し、障害のある人やその家族の緊急事態に対応を図るための「地域生活支援拠点」の整備を進めています。地域生活支援拠点は①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つの機能を担うこととされ、稻沢市では地域の関係機関が協力して機能を担う「面的整備」で体制を構築しています。また、これらの機能の評価・改善のための会議を行い、不足する機能の充実を図っています。

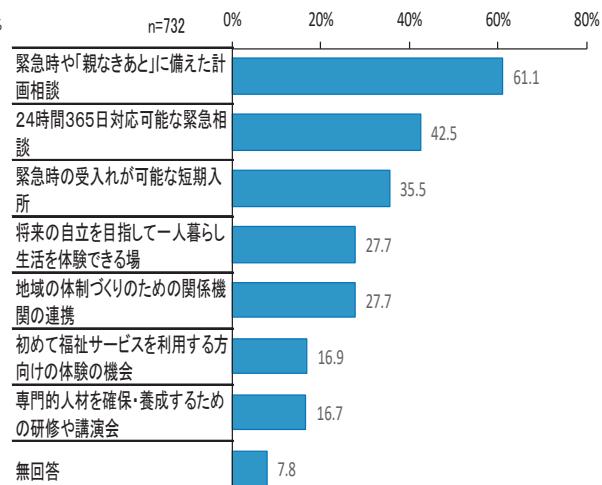
障害のある人に対するアンケートでは、介助する上での悩みや問題として、「将来自分が介助できなくなることに対する不安」が59.7%で最も高く、次いで「精神的に疲れる」が44.7%、「体力的にきつい」が32.8%となっています。また、地域生活支援拠点事業の取り組みで必要なこととして、「緊急時や「親なきあと」に備えた計画相談」が61.1%で最も高く、次いで「24時間365日対応可能な緊急相談」が42.5%、「緊急時の受け入れが可能な短期入所」が35.5%となっています。

こうしたご家族の思いや今後の取組への意向を踏まえて、地域の機関との連携を図り、住み慣れた地域で安心して生活できる体制の構築を進めていく必要があります。

図表 介助する上での悩みや問題



図表 地域生活支援拠点事業で必要な取り組み



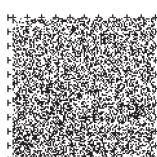
<団体ヒアリングやアンケート自由回答での意見要旨>



・障害がある人たちが、親なき後も安心して、自立した暮らしができる仕組み作りが必要だと思います。



・親なき後の生活について相談ができる、道筋をつけられるような計画を具体的に立てられるようになるとよいです。手続きは?経済的支援は?生活支援は?と、親はとても頭を悩ませています。



① 安心して暮らせる地域づくり <重点>

障害福祉サービス事業所や関係機関と連携し、複数の事業所が分担して必要な機能を担う面的整備の手法で、「地域生活支援拠点」の充実を図ります。このための登録事業所の拡充に努めるとともに、これらの機能の評価・改善のための会議を定期的に行い、内容の充実を図ります。

② 成年後見制度の周知・啓発

成年後見センターと連携し、本人に代わって書類の提出や契約手続きなどを行うことができる「成年後見制度」の周知、啓発に取り組みます。家庭裁判所への申し立て支援、専門職による定例会などの開催、制度の担い手育成など、親なき後に具体的に備えられるよう支援を充実させていきます。

・地域生活支援拠点の充実（福祉課）

拠点において備えることとされている機能について、評価・改善のための会議を定期的に開催し、内容の充実を図ります。

・障害者緊急時対応事業の充実（福祉課）

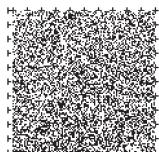
緊急時や親なきあとへの対応として、支援が必要な人の事前登録を進めるとともに、緊急時に備えた具体的な個別支援計画の立案や、定期的な内容の更新ができるよう支援します。また、緊急時の受け入れに備えて短期入所の事前の体験利用を促進します。

・事業所連絡会の連携強化（福祉課）

地域の体制づくりとして、障害福祉サービス事業所に対し、地域自立支援協議会の事業所連絡会への積極的参加を呼びかけます。関係者同士が連携し、支援内容や地域課題について話し合うことにより、面的整備の充実に繋げていきます。

・成年後見制度に関する講演会や研修の開催（福祉課）

成年後見センターによる広報啓発活動の一つとして、出前講座などを開催します。また、制度の担い手として市民後見人を育成するため、研修を実施していきます。



(5) 防災の推進

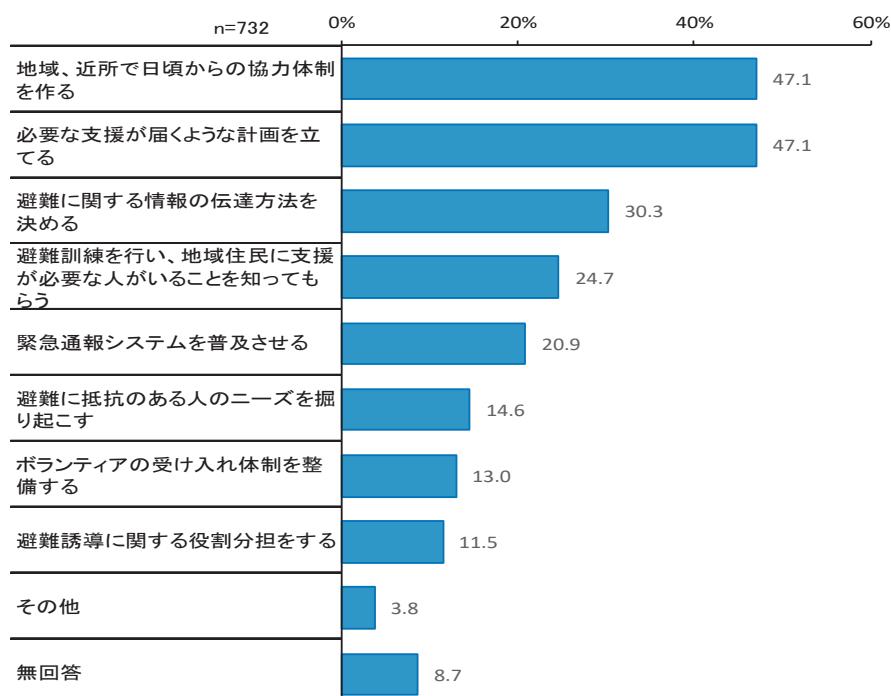
現状と課題

稻沢市の障害福祉に関する防災の主な取組の一つとして、災害時に自ら避難することが特に難しい人のうち、情報提供に同意された人を名簿に登録する「災害時避難行動要支援者名簿制度」があります。避難支援の関係者に名簿を提供し、平常時からの顔の見える関係づくりや、災害時の避難支援に活用するものです。この制度により登録されている人は一定数いますが、その後の具体的な個別避難計画の作成には課題が残っています。

障害のある人に対するアンケート結果では、災害時や緊急時に障害のある人に必要な支援として、「地域、近所で日頃からの協力体制を作る」、「必要な支援が届くような計画を立てる」がそれぞれ47.1%と最も高く、次いで「避難に関する情報の伝達方法を決める」が30.3%となっています。災害時や緊急時に支援を受けるためには、事前の個別避難計画の作成や地域・近所の協力体制など、日頃の準備が重要であると考えられます。

また、福祉避難所の指定など、支援が必要な方が利用する避難所に関するこことについても、引き続き検討が必要です。

図表 災害時や緊急時に障害のある人に必要な支援



<団体ヒアリングでの意見要旨>



- ・地域の防災訓練や活動に、障害のある人もできるだけ一緒に参加して、まずは存在を知ってもらい、コミュニケーションを取ることが大切です。



① 顔の見える関係づくり

自然災害からの安全・安心を得るために行政による「公助」はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした「自助」、身近なコミュニティなどによる「共助」が大切です。いざというときに円滑に連携できるように、災害時避難行動要支援者名簿への登録の勧奨や、個別避難計画の作成を進めていきます。また、障害者支援用バンダナを活用し、支援が必要な人と何らかの手伝いができる人を繋げていきます。

② 避難所などの整備

災害時に特別な支援が必要な方のために、福祉避難所の整備や医療的ケアが必要な方のための電源確保に努めます。また、日頃から障害のある人を支援している障害福祉サービス事業所に対する避難確保計画の作成の促進や、障害者団体と連携した防災訓練の実施を検討していきます。そのほか、災害時に必要な取組について、地域自立支援協議会において協議し、改善を図っていきます。

・災害時避難行動要支援者名簿への登録制度の周知（福祉課）

災害時に自力での避難が難しく、特に支援が必要と思われる人（避難行動要支援者）について、事前に同意を得て名簿に掲載し、関係者に提供しておく仕組みがあります。障害者手帳などの交付時にも案内することで、必要な人の登録を勧奨します。

・個別避難計画の作成（防災安全課、福祉課）

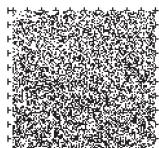
避難行動要支援者について、災害時にどのように避難するかといった具体的な個別避難計画の作成を進めていきます。

・福祉避難所の整備（防災安全課、福祉課）

障害のある人が災害時に活用する福祉避難所の整備を進めていきます。

・大規模災害時ストーマ用装具等保管事業の周知（福祉課）

人工肛門や人工ぼうこうの造設によりストーマ装具を使用している人が、災害時の備えとして自らのストーマ装具を保管しておける制度について、周知を図ります。

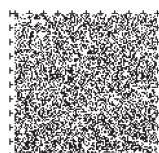


第5章 サービスの必要見込量と確保の方策

1 国の基本指針

国が示す基本指針に記載されている基本的理念は、以下のとおりです。

基本的理念	要旨
① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援	共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図ることを基本として、サービス等の提供体制の整備を進める。
② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等	障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう、市町村を実施主体の基本とする。対象となる障害者等の範囲は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障害児とする。
③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備	障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限活用し、提供体制の整備を進める。
④ 地域共生社会の実現に向けた取組	地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービス確保に取り組むとともに、地域資源の実態等を踏まえながら包括的な支援体制の構築推進に取り組む。
⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援	障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で、障害種別にかかわらず、質の高い発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図る。また、障害児のライフステージに沿って、関係機関が連携し、切れ目ない支援を提供する体制の構築を図る。
⑥ 障害福祉人材の確保・定着	提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要がある。そのため、専門性を高めるための研修実施、多職種間連携の推進、業務効率化等に関係者が協力して取り組んでいくことが重要である。
⑦ 障害者の社会参加を支える取組定着	文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すことが重要である。



2 前回計画における成果目標と実績

前回計画である「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の成果目標と実績については、以下のとおりです。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

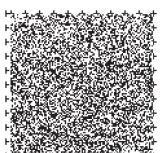
<成果目標>

令和元年度末時点の施設入所者数（80人）のうち3人が地域生活へ移行することと、令和5年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から2人以上削減させることを目標としていました。

<実績>

地域移行者数は令和3年度に1人、施設入所者数は令和4年度末で79人であり、どちらも目標としていた数値の達成まではあと一歩という結果になりました。施設入所者は一定数の減少はみられたものの、新規の入所者があったため、全体としての人数は微減に留まりました。

項目	目標	令和2年度 実績(参考)	令和3年度 実績	令和4年度 実績
地域移行者数	3人	1人	1人	0人
施設入所者の削減数	2人	4人	5人	3人
施設入所者数(参考)	78人	77人	77人	79人



(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

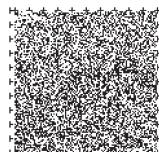
<成果目標>

国・県が提示する推計式を用いて、令和5年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量を65歳以上で18人、65歳未満で21人と設定し、これを達成するための保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数、関係者の参加人数、評価の実施回数について目標を立てていました。

<実績>

保健、医療、福祉関係者による協議の場については、基幹相談支援センター主催による地域移行推進会議を平成30年度から開催し、他市町村から講師を招いて地域移行のノウハウを学ぶなどの取組を行ってきました。しかし、令和3年度及び令和4年度については、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため、実績がありませんでした。なお、令和5年度については、年1回の開催を見込んでいます。

項目	目標	実績
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年1回以上	令和3年度、4年度は実績なし。令和5年度は年1回開催予定
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	保健1人、医療（精神科）2人、福祉6人、介護1人、当事者及び家族等1人	保健1人、医療（精神科）2人、福祉6人、介護1人、当事者及び家族等1人を予定
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年1回以上	令和3年度、4年度は実績なし。令和5年度は年1回実施予定



(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

<成果目標>

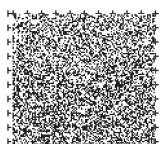
令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能を充実するため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを目標としていました。

<実績>

令和3年4月から地域生活支援拠点の事業所登録の仕組みが開始し、地域の事業所が繋がり、分担して必要な機能を担う「面的整備」の体制として1か所を確保しました。なお、この体制を構築する登録事業所は、令和4年度末時点では20か所となりました。

運用状況の検証・検討については、地域自立支援協議会の地域生活支援部会に「地域生活支援拠点等事業に関する作業部会」を設置し、年2回、会議を行ってきました。また、作業部会で出た課題は各事業所連絡会で追加検討を行うなど、関係者が連携・協働し、拠点機能の向上に努めてきました。

項目	目標	令和2年度 実績(参考)	令和3年度 実績	令和4年度 実績
設置箇所数 (登録事業所数)	1か所	0か所	1か所 (4か所)	1か所 (20か所)
運用状況の検証・ 検討	年3回以上	年2回	年2回	年2回



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

<成果目標>

令和5年度末までに、就労移行支援事業等（※1）を通じて一般就労する者の数を令和元年度の1.27倍にすること、一般就労移行者のうち7割以上が就労定着支援事業を利用することなどを目標としていました。

<実績>

一般就労への移行者数については、令和4年度実績において、すべての項目において目標を上回りました。特に、就労継続支援A型・B型からの一般就労者はそれぞれ令和元年度実績の2.67倍、4倍と大きく上回りました。

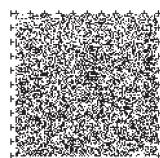
就労定着支援事業の利用者数については、目標を大きく下回りました。市内に就労定着支援事業所がないことがその要因の一つとして考えられます。また、就労定着支援事業所の就労定着率については、市内に事業所が開設されなかったことから、実績なしのため評価不可となりました。

項目	目標	令和4年度実績
一般就労への移行者数	26人以上（1.27倍）	33人（1.65倍）
うち、就労移行支援	19人以上（1.3倍）	20人（1.43倍）
うち、就労継続支援A型	4人以上（1.26倍）	8人（2.67倍）
うち、就労継続支援B型	1人以上（1.23倍）	4人（4倍）
就労定着支援事業の利用者数	7割以上	3割 (20人中6人) ※2
就労定着支援事業所の就労定着率 ※3	8割以上の事業所を全体の7割以上	稻沢市内に事業所なし

※1 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）

※2 令和4年度実績（33人）のうち、令和4年4月～9月に一般就労に移行した者（20人）を抜粋し、令和4年10月～令和5年3月までの就労定着支援事業の利用状況で算出。

※3 過去3年間の就労定着支援の総利用者のうち、前年度末時点の就労定着者数の割合



(5) 障害児支援の提供体制の整備等

<成果目標>

令和7年度までに児童発達支援センターを設置すること、保育所等訪問支援を実施する事業所や重症心身障害児を支援する事業所を確保すること、医療的ケア児支援のための協議の場やコーディネーターの設置などを目標としていました。

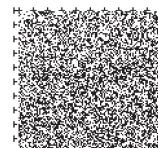
また、発達障害児の早期支援のため、ペアレントトレーニングなどの支援プログラム受講者数やピアサポート活動への参加人数等の数値目標として掲げていました。

<実績>

児童発達支援センターに関しては、予定通り令和7年度の事業開始に向けて準備が進んでいます。保育所等訪問支援を実施する事業所や重症心身障害児を支援する事業所は市内に各1か所あり、希望者が利用できる体制が確保されました。

医療的ケア児支援のための協議の場としては、医療的ケア児支援ネットワーク会議を設置し、年3回開催する体制が継続しています。また、医療的ケア児等コーディネーターについては、令和5年8月末時点で9名が配置され、目標を上回る実績となりました。

項目	目標	実績
児童発達支援センターの設置	令和7年度までに設置	令和7年度の事業開始に向けて準備中
保育所等訪問支援の実施	令和2年4月に1か所実施し、体制を維持継続していく	令和2年4月に1か所実施し、体制を維持継続している
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	令和2年5月から1事業所にて事業開始（児童発達支援、放課後等デイサービス）し、体制を維持継続していく	令和2年5月から1事業所で事業開始し、体制を維持継続している
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るため、地域自立支援協議会で協議する	医療的ケア児支援ネットワーク会議を年3回開催
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和2年現在、医療的ケア児に関するコーディネーター4名配置し、今後も人材の養成を進め、随時増員していく（令和5年末時点で7人）	令和5年8月時点で、医療的ケア児等コーディネーターは9名配置



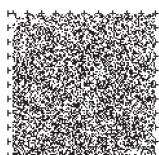
<実績>

発達障害のある子どもの早期発見・早期支援については、ペアレントトレーニングやペアレントプログラムの支援プログラムの受講への参加を促進してきました。

親の会で相談を受けるなどの活動をされている方はいらっしゃいますが、ペアレントメンターとしての確保には至りませんでした。また、ピアサポート活動については、実施することができませんでした。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム受講者数	0人	16人	16人
	95人	63人	63人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	0人
	0人	0人	0人
ピアサポート活動への参加人数	10人	15人	15人
	0人	0人	0人

上段：目標値、下段：実績値（令和5年度は実績見込値）



(6) 相談支援体制の充実・強化等

<成果目標>

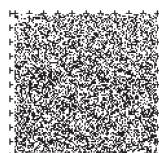
障害分野だけでなく、属性を超えた包括的な支援体制を円滑に構築し、支援を推進するため、総合的・専門的な相談支援の実施と地域の相談支援体制の強化を目標としていました。

<実績>

基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援を継続的に実施してきました。令和3年4月からは、市役所新分庁舎内に、福祉課と社会福祉協議会を設置・集約してワンフロアとする福祉の拠点を整備し、ワンストップの福祉相談を実施しています。また、地域の相談支援体制の強化としても、基幹相談支援センターにより、普段からの指導・助言のほか、相談支援従事者研修に関わる指導や様々な福祉分野の会議への参加など、活動を重ねることで、目標件数を大きく上回りました。

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総合的・専門的な相談支援	—	実施	実施
	実施	実施	実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	—	112件	112件
	102件	150件	189件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	—	2件	2件
	3件	3件	14件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	—	20回	20回
	3回	25回	72回

上段：目標値、下段：実績値



(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

<成果目標>

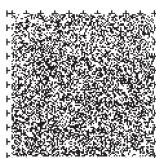
障害福祉サービスなどの質を向上させるための取組に関する事項として、各種研修の活用や、審査結果の共有などの数値目標を掲げていました。

<実績>

障害福祉サービスに関して、県が実施する研修などに職員が参加しました。人数ベースでは下表のとおりですが、同一の職員が複数の研修に参加することもありました。障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有としては、近隣の市町村が参加するオンライン会議に出席し、審査における課題や支給決定における課題などを積極的に共有し、対応の質の向上に努めました。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	1人	1人	1人
	2人	3人	3人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	1回	1回	1回
	2回	1回	2回

上段：目標値、下段：実績値（令和5年度は実績見込値）



3 新計画における成果目標

新たな計画である「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」の成果目標と実績については、以下のとおりです。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

<国の考え方>

令和4年度末時点の施設入所者のうち、令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。この目標値の設定に当たり、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

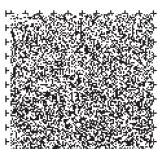
<成果目標>

国の基本指針を踏まえると、本来であれば令和4年度末時点の施設入所者数である79人を基準とし、この6%以上となる5人以上が地域生活へ移行することと、令和8年度末時点の施設入所者数の5%となる4人以上を削減することを目標とするところです。ただし、稻沢市では、身体障害のある人が主に入所している障害者支援施設が2か所あるという地域特性や過去の実績などを考慮し、次のとおり目標値を設定します。

地域移行にあたっては、ただ単にグループホームへ移行することだけを目指すのではなく、その過程で、本人の希望する生活を実現するために必要な意思決定支援を行うことが重要です。そのために必要な研修などの取組を実施していきます。

項目	令和8年度 目標
地域移行者数	3人 (4%)
施設入所者の削減数（※）	2人 (3%)
施設入所者数 (基準：令和4年度末時点 79人)	77人

※ 高齢者施設への転居、入院、死亡など地域移行によらない退所者数も含めた総退所者数から、新規入所者数を差し引いた数を示します。



(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

<国の考え方>

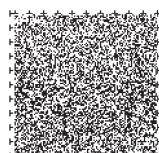
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健、医療及び福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障害者の地域移行や定着が可能となる。そのため、活動指標を明確にし、各項の取組を積極的に推進することが必要である。こうした取組により、精神障害者の精神病床からの退院の促進を図ることとする。

<成果目標>

精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療（精神通院）受給者証の所持者数は、今後も増加していくことが見込まれます。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めていくためには、保健、医療及び福祉関係者による連携が不可欠となります。保健所主催の会議に出席して精神障害のある人の現状把握に努めるとともに、多職種が参加する協議の場を定期開催していきます。これらの取組を通じ、精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数の増加、精神病床における1年以上長期入院患者数の削減、精神病床における早期退院率の向上へ繋げていきます。

なお、令和8年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）は、2.3人とします。

項目	目標		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回以上	1回以上	1回以上
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	保健	1人	1人
	医療(精神科)	2人	2人
	医療(精神科以外)	0人	1人
	福祉	6人	6人
	介護	1人	1人
	当事者	0人	1人
	家族等	1人	1人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回以上	1回以上	1回以上



(3) 地域生活支援の充実

<国の考え方>

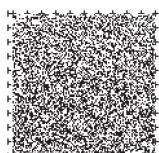
令和8年度末までの間、地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のために複数の取組を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

また、強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実を図るために、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

<成果目標>

地域生活支援拠点等の設置箇所数は、面的整備のため1か所となります。これを構成する登録事業所数については、令和4年度末時点では20か所あることから、引き続き市内の事業所の登録を促し、50か所とすることを目標としていきます。コーディネーターは既に配置しているところですので、その体制を継続していきます。また、検証及び検討の実施回数については年3回以上の定期開催を目標としますが、緊急時対応に関する事例検討会や強度行動障害に関する研修会を必要に応じて追加開催するなど、その充実に努めます。

項目	令和8年度 目標
地域生活支援拠点等の設置箇所数（登録事業所数）	1か所 (50か所)
コーディネーターの配置人数	1人以上
地域生活支援拠点等の検証及び検討の実施回数	年3回以上



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

<国の考え方>

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。また、就労移行支援事業所のうち、利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

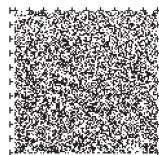
就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

<成果目標>

一般就労への移行者数については、まず、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型を利用した者からの移行者数を、国が示す割合を用いて下表のとおり目標値とします。その合計となる33人（令和3年度実績と比較して1.28倍以上）を、全体としての目標とします。また、就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度実績の1.41倍以上である20人を目標とします。

事業所の実績については、令和4年度末時点で稻沢市にある就労移行支援事業所は2か所、就労定着支援事業所は0か所であることを踏まえ、国が示す割合により、各1か所で実績を達成できるよう目標を設定します。

項目	令和3年度 実績	令和8年度 目標
一般就労への移行者数	24人	33人（1.28倍以上）
うち、就労移行支援	21人	28人（1.31倍以上）
うち、就労継続支援A型	2人	3人（1.29倍以上）
うち、就労継続支援B型	1人	2人（1.28倍以上）
就労定着支援事業の利用者数	14人	20人（1.41倍以上）
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所		1か所 (5割以上)
就労定着支援事業利用終了後、一定期間の就労定着率が7割以上となる事業所		1か所 (2割5分以上)



(5) 障害児支援の提供体制の整備等

<国の考え方>

児童発達支援センターを中心とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置することを基本とする。また、令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

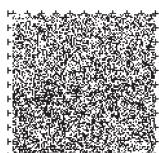
医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

<成果目標>

児童発達支援センターについては、前回計画から引き続き、令和7年度の開所を目標として、準備作業を進めていきます。

重症心身障害児を支援する事業所については、令和2年度から1か所確保をしていますので、現体制を継続していきます。医療的ケア児等の支援に関する協議の場については、医療的ケア児支援ネットワーク会議を年3回開催していますので、より一層の内容の充実を図っていきます。医療的ケア児等コーディネーターの配置については、既に9名の配置がありますが、今後も人材の養成を進め、随時増員していきます。

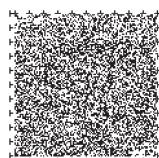
項目	令和8年度 目標
児童発達支援センターの設置	1か所 (令和7年度開始)
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所以上 (現体制の継続)
医療的ケア児等の支援に関して、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場	年3回以上 (現体制の継続)
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	9名以上 (現体制の継続)



<成果目標>

発達障害のある子どもの早期発見・早期支援については、その保護者への支援が重要です。また、ペアレントメンターの確保やピアサポート活動の充実には、地域で既に活動されている個人や団体と連携が必要です。現状の実施状況を踏まえて、ペアレントトレーニング、ペアレントプログラムの受講者数（保護者）と実施者数（支援者）、ペアレントメンターの人数、ピアサポート活動への参加人数について、目標値を設定します。

項目	目標		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニング	受講者数	15人	20人
	実施者数	1人	2人
ペアレントプログラム	受講者数	15人	20人
	実施者数	1人	2人
ペアレントメンターの人数		0人	1人
ピアサポート活動への参加人数		10人	10人



(6) 相談支援体制の充実・強化等

<国の考え方>

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

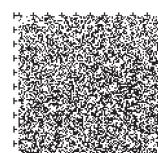
また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

<成果目標>

基幹相談支援センターは設置済ですので、引き続きその機能の充実を図っていきます。地域の相談支援体制の強化については、その中核的な役割が果たされるよう下表のとおり目標値を設定します。

協議会における個別事例の検討などについても、現体制における取組をより一層強化し、専門部会、作業部会、連絡会の開催などを通じてサービス基盤の開発・改善を図っていきます。

項目		目標		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置		有	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	190 件	200 件	210 件
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	14 件	15 件	16 件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	72 回	72 回	72 回
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	9 回	10 回	11 回
	主任相談支援専門員の配置数	2 人	2 人	2 人
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	事例検討	実施回数	2 回	3 回
		参加事業所・機関数	14 か所	14 か所
	専門部会	設置数	4 部会	4 部会
		実施回数	12 回	12 回



(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

<国の考え方>

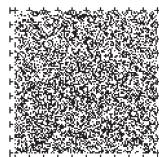
市町村職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。そのため、令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

<成果目標>

障害福祉サービスなどに関する各種研修については、県が直接実施する研修以外のものも含めて積極的に活用を検討します。障害福祉サービス担当だけでなく、関係する職員全員が適切に障害者総合支援法について理解できるよう目標値を設定します。

また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果や、指導監査の結果についても、関係自治体と分析結果を共有するための会議をオンラインなどの方法により実施し、請求の過誤を無くし、また、適切な運営を行っている事業所を確保していきます。

項目	目標			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	研修への市職員の参加人数	3人以上	4人以上	5人以上
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	分析結果の共有体制の有無	有	有	有
	事業所や関係自治体等との共有の実施回数	2回	3回	4回



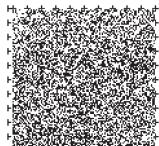
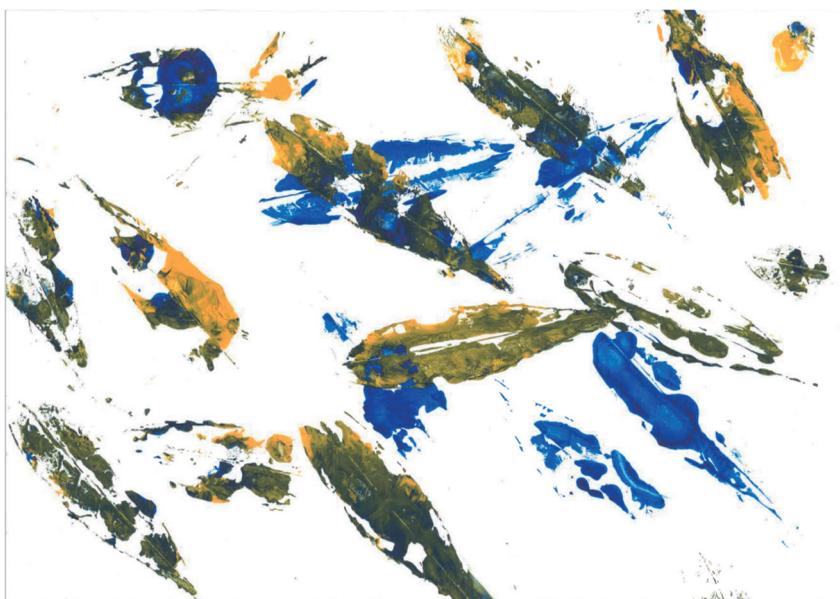
4 障害福祉計画

(1) 障害福祉サービスなど

① 訪問系サービス

<サービスの概要>

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排泄、食事の介護、調理・洗濯などの家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者及び重度の知的・精神障害者で常に介護を必要とする人に、自宅や病院等で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出するときに、必要な視覚的情報の支援、外出先での排泄、食事等の必要な支援を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動に著しい困難を有する人が外出するときに、危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄、食事の介護など、必要な支援を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする人に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に行います。



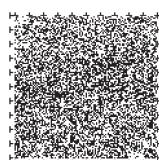
<サービスの利用状況>

- 居宅介護と同行援護では、利用時間と利用者数に増減があり、明確な増加傾向は読み取れませんでした。重度訪問介護では、令和4年度から利用者数が2人となり、利用時間が大幅に増加しました。行動援護では、令和3年度から令和4年度にかけて、利用時間と利用者数がともに2倍となりました。市内の行動援護事業所が本格的にサービス提供を開始し、利用しやすくなつたことが要因と考えられます。重度障害者等包括支援については、利用実績がありませんでした。

サービスの利用状況（1月あたり）

サービス名	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	利用時間 (時間)	利用者 数 (人)	事業所 数 (か所)	利用時間 (時間)	利用者 数 (人)	事業所 数 (か所)	利用時間 (時間)	利用者 数 (人)	事業所 数 (か所)
居宅介護	3,530	170	-	2,490	143	-	2,500	145	-
	2,859	152	15	2,454	147	16	2,620	141	18
重度訪問介護	15	1	-	30	1	-	50	2	-
	46	1	13	30	1	14	346	2	16
同行援護	470	28	-	455	25	-	463	25	-
	490	27	9	451	19	9	495	25	9
行動援護	48	7	-	29	7	-	31	7	-
	73	8	1	78	5	2	162	10	2
重度障害者等 包括支援	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	0	0	0	0	0	0	0	0	0

上段：目標値、下段：各年度3月実績値

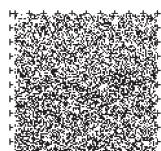


<見込み量を確保するための方策>

- 令和2年度から令和4年度の実績（各サービスの利用時間、利用者数）の変動とともに、令和6年度から令和8年度における事業量を推計し、見込み量を算出しました。
- アンケート結果では、将来の生活場所について「家族と暮らしたい」との意見が半数を占め多くなっており、在宅の障害福祉サービスの重要性がうかがえます。具体的には、訪問系サービスでは、居宅介護、行動援護のニーズがみられました。そのため、利用者ニーズの事業者への情報提供に努め、市内及び近隣市町村の事業者と連携を図りながら見込量の確保に努めます。また、重度障害者のサービス利用体制づくりが今後の課題となっているため、事業者及び人材の確保策を検討していきます。
- 重度障害者等包括支援については、市内及び周辺に事業所がなく、対象者も限定的であるため利用を見込んでいませんが、サービスを周知するとともに、今後のニーズを注視しながら必要に応じて適切にサービス提供できるように努めます。

サービスの見込み量（1月あたり）

サービス名	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用時間 (時間)	利用者 数 (人)	利用時間 (時間)	利用者 数 (人)	利用時間 (時間)	利用者 数 (人)
居宅介護	2,797	151	2,986	161	3,188	172
重度訪問介護	346	2	346	2	346	2
同行援護	503	26	512	26	521	27
行動援護	162	10	178	11	194	12
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0



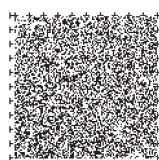
② 日中活動系サービス

<サービスの概要>

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者や難病患者に対して、リハビリテーションやコミュニケーションなどの実践的なトレーニングや生活等への相談・助言を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害者や精神障害者に対して、自立した日常生活を営むために必要な訓練、相談や助言等を行います。
就労選択支援	就労移行支援、就労継続支援A型・B型の利用または一般就労をする前に、就労アセスメントを行うことで、本人の希望、就労能力や適性などに合った適切な選択ができるようサポートを行います。
就労移行支援	就労を希望する障害者で、通常の事業所に雇用されることが可能な者に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練、求職活動への支援などを行います。
就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが難しい障害者に、生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のための支援などを行います。雇用契約に基づき最低賃金が保証されるA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	通常の事業所に雇用された障害者の就労の継続を図るため、雇用により生じる問題などへの相談、指導及び助言等を行います。
療養介護	病院において、機能訓練、看護、医学的管理のもとにおける常時介護を要する障害者に、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の世話をしています。
短期入所	居宅で介護を行っている人の疾病などにより、介護を行うことができないときに、障害のある人を施設に短期間入所させて、入浴、排泄及び食事の介護などの必要な支援を行います。

<サービスの利用状況>

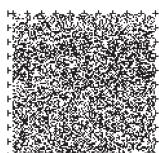
- 生活介護、就労移行支援、就労継続支援（B型）では、計画値を上回る利用実績がみられました。これに対し、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援（A型）では、利用者数は概ね横ばいですが、利用量は減少しました。自立訓練（機能訓練）では、市内に事業所がないことから、利用実績がない年もありました。就労定着支援、療養介護では、同じく市内に事業所はありませんが、一定の需要が継続してあり、利用者は概ね横ばいとなりました。短期入所では、利用者数が大きく伸びました。その一因として、緊急時に備えた体験利用をする方が増えたことが考えられます。



サービスの利用状況（1月あたり）

サービス名	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	利用量 (人日)	利用者 数 (人)	事業所 数 (か所)	利用量 (人日)	利用者 数 (人)	事業所 数 (か所)	利用量 (人日)	利用者 数 (人)	事業所 数 (か所)
生活介護	5,693	280	-	5,098	246	-	5,087	243	-
	5,485	250	13	5,442	262	14	5,688	269	14
自立訓練 (機能訓練)	13	1	-	22	2	-	22	2	-
	0	0	0	0	0	0	22	1	0
自立訓練 (生活訓練)	89	7	-	146	9	-	149	9	-
	86	5	1	89	6	2	72	6	2
就労移行支援	484	30	-	639	34	-	677	36	-
	604	29	2	672	37	2	846	45	2
就労継続支援 (A型)	1,925	95	-	2,605	132	-	2,778	140	-
	2,821	130	6	2,725	133	4	2,699	132	4
就労継続支援 (B型)	3,586	210	-	4,231	246	-	4,463	258	-
	4,575	236	11	4,693	260	13	5,232	287	15
就労定着支援	-	2	-	-	9	-	-	10	-
	-	10	0	-	14	0	-	12	0
療養介護	-	19	-	-	14	-	-	14	-
	-	14	0	-	14	0	-	13	0
短期入所 (福祉型)	270	45	-	192	44	-	197	45	-
	223	41	4	189	38	4	214	53	5
短期入所 (医療型)	4	1	-	4	1	-	4	1	-
	6	1	0	14	3	0	10	2	0

上段：目標値、下段：各年度3月実績値

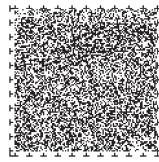


<見込み量を確保するための方策>

- 令和2年度から令和4年度の実績（各サービスの利用量、利用者数）の変動をもとに、令和6年度から令和8年度における事業量を推計し、見込み量を算出しました。
- アンケート結果では、日中活動系サービスでは、短期入所、生活介護、就労継続支援（A型）など、全般的にニーズがみられました。事業所に対して情報提供を行うとともに、連携を図り見込量確保に努めます。
- 今後、新たなサービスである「就労選択支援」が開始されることを受けて、サービスの実施が円滑に行われるような体制をハローワークや障害者就業・生活支援センター、就労系サービス事業所と連携して整備していきます。

サービスの見込み量（1月あたり）

サービス名	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用量 (人日)	利用者 数 (人)	利用量 (人日)	利用者 数 (人)	利用量 (人日)	利用者 数 (人)
生活介護	5,794	279	5,903	289	6,013	300
自立訓練（機能訓練）	22	1	22	1	22	1
自立訓練（生活訓練）	72	7	72	7	72	7
うち、精神障害	72	7	72	7	72	7
就労選択支援	-	-	1	1	1	1
就労移行支援	1,003	56	1,189	70	1,410	87
就労継続支援（A型）	2,699	132	2,699	132	2,699	132
就労継続支援（B型）	5,600	316	5,994	349	6,415	385
就労定着支援	-	16	-	18	-	20
療養介護	-	13	-	13	-	13
短期入所（福祉型）	214	53	214	53	214	53
短期入所（医療型）	10	2	10	2	10	2



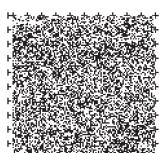
③ 居住系サービス

<サービスの概要>

サービス名	内容
自立生活援助	障害者支援施設や共同生活援助（グループホーム）などを利用する障害のある人でひとり暮らしを希望する人に対し、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、ひとり暮らしに必要な理解力や生活力を補うために必要な助言や医療機関などとの連絡調整など、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排泄、食事の介護などの必要がある人には、介護サービスも行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日における、入浴、排泄、食事の介護などを行います。

<サービスの利用状況>

- 自立生活援助では、市内に事業所がないことから、利用実績がありませんでした。共同生活援助（グループホーム）では、事業所数の増加に伴って、利用者数も大きく伸びました。また、このうち精神障害のある人が全体の3分の1を占める状況となりました。施設入所支援では、成果目標に向かって利用者数の削減を目指しましたが、新規の入所者数も一定数あり、結果として、利用者数は計画値と同じ79人となりました。



サービスの利用状況（1月あたり）

サービス名	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	利用者数 (人)	事業所数 (か所)	利用者数 (人)	事業所数 (か所)	利用者数 (人)	事業所数 (か所)
自立生活援助	2	-	0	-	0	-
	0	0	0	0	0	0
うち、精神障害	-	-	0	-	0	-
	0	-	0	-	0	-
共同生活援助 (グループホーム)	89	-	137	-	161	-
	143	11	164	12	177	13
うち、精神障害	-	-	52	-	61	-
	53	-	57	-	68	-
施設入所支援	83	-	80	-	79	-
	77	2	77	2	79	2

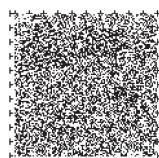
上段：目標値、下段：各年度3月実績値

<見込み量を確保するための方策>

- 令和2年度から令和4年度の実績（各サービスの利用者数）の変動をもとに、令和6年度から令和8年度における事業量を推計し、見込み量を算出しました。
- アンケート結果では、居住系サービスでは、「共同生活援助」のニーズがみられ、3か年の利用者数も増加しており、今後も同様の増加傾向が想定されます。地域移行を進める上でも重要な受け皿となるサービスであるため、連携により見込み量確保に努めると同時に、その質の確保を図ります。

サービスの見込み量（1月あたり）

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数(人)	利用者数(人)	利用者数(人)
自立生活援助	0	1	1
	0	1	1
共同生活援助	191	206	223
	72	78	84
施設入所支援	79	78	77



④ 相談支援

<サービスの概要>

サービス名	内容
計画相談支援	障害のある人が障害福祉サービス等を利用する際に、サービス等利用計画などを作成し、サービス提供事業者との連絡・調整、モニタリングを行います。
地域移行支援	施設入所や入院をしている障害のある人に対して、住居の確保や、地域生活への移行などについて、相談などの必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅でひとり暮らしをしている障害のある人や、家庭の状況などにより同居している家族による支援を受けられない障害のある人に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡・相談などの支援を行います。

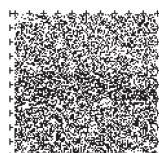
<サービスの利用状況>

- 計画相談支援では、サービス利用者の増加に伴い、利用者数が年々増加しました。事業所数も令和4年度には10か所となり、今後も増加が見込まれています。地域移行支援、地域定着支援では、ほとんど実績がありませんでした。利用に関する手続き上のハードルが高いことが理由として考えられます。

サービスの利用状況（1月あたり）

サービス名	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	利用者数 (人)	事業所数 (か所)	利用者数 (人)	事業所数 (か所)	利用者数 (人)	事業所数 (か所)
計画相談支援	100	-	159	-	183	-
	142	10	147	10	162	12
地域移行支援	1	-	1	-	1	-
	0	7	1	7	1	6
うち、精神障害	0	-	0	-	0	-
	0	-	0	-	0	-
地域定着支援	1	-	1	-	1	-
	0	7	1	7	1	6
うち、精神障害	0	-	0	-	0	-
	0	-	0	-	0	-

上段：目標値、下段：各年度3月実績値

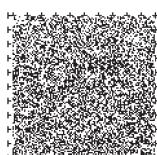


<見込み量を確保するための方策>

- 令和2年度から令和4年度の実績（各サービスの利用者数）の変動をもとに、令和6年度から令和8年度における事業量を推計し、見込み量を算出しました。
- アンケート結果では、「相談支援」のニーズが高く、3か年の利用者数も増加しており、今後も同様の増加傾向が想定されます。
- 地域自立支援協議会で相談支援事業所の連絡会を開催し、課題の共有や困難事例の検討会を行うことで、相談支援専門員の質の向上を図ります。また、地域移行支援や地域定着支援の実績が少ないことから、地域移行推進会議を開催し、ノウハウを学ぶことができるよう支援していきます。

サービスの見込み量（1月あたり）

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数(人)	利用者数(人)	利用者数(人)
計画相談支援	173	185	198
地域移行支援	1	1	1
うち、精神障害	1	1	1
地域定着支援	1	1	1
うち、精神障害	1	1	1

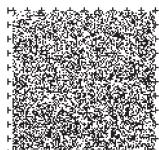


(2) 地域生活支援事業

① 必須事業

<事業の概要>

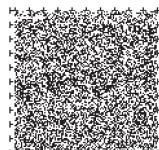
事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活及び社会生活を送る上で生じる社会的障壁をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修や啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障害のある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるように、障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。
相談支援事業	障害のある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるように支援します。
成年後見制度利用支援事業	重度の知的障害や精神障害があり、判断能力などに支援が必要な成年後見制度の利用を希望する人に対して、成年後見制度の申し立てに必要な手続きの支援と、経費及び後見人などの報酬を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活用を支援し、障害のある人の権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能などの障害のために意思疎通を図ることに支障がある人に対して、手話通訳者・要約筆記者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	障害のある人等に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚、言語機能、音声機能などの障害のために意思疎通を図ることに支障がある人が、自立した日常生活または社会生活を送ることができるよう、手話で日常会話をを行うために必要な手話語彙や手話表現技術を習得できる研修を実施し、手話奉仕員を養成します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に対して、社会生活上必要な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出支援を行います。
地域活動支援センター	障害のある人に対して、創造的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。



事業の実施状況（各年度4月～翌3月実績）

事業名	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業							
障害者相談支援事業	か所	4	5	5	5	5	5
基幹相談支援センター	有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	(※)
住宅入居等支援事業	有無	有	無	検討	無	検討	無
成年後見制度利用支援事業（実利用件数）	件	8	7	11	8	14	8
成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	有	有	有	有
意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業（実利用件数）	件	124	249	150	249	158	224
要約筆記者派遣事業（実利用件数）	件	21	5	9	1	9	1
手話通訳者設置事業（設置人数）	人	3	3	3	3	3	3
日常生活用具給付等事業 納付件数							
介護・訓練支援用具	件	7	6	6	5	6	6
自立生活支援用具	件	20	26	19	20	20	13
在宅療養等支援用具	件	30	28	23	22	22	10
情報・意思疎通支援用具	件	16	17	24	13	26	16
排泄管理支援用具	件	2,316	2,290	2,383	2,438	2,436	2,533
住宅改修	件	1	1	3	6	3	2
手話奉仕員養成研修事業（養成講習修了人数）	人	33	20	21	17	23	23
移動支援事業	人	129	76	89	76	91	77
	時間	9,470	6,259	8,036	7,585	8,761	8,215
地域活動支援センター	か所	3	4	4	4	4	4
	人	65	58	61	66	64	57

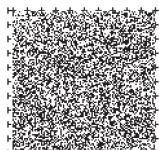
※令和4年度は重層的支援体制整備事業として実施。



事業の実施見込み・量（年間）

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有
自発的活動支援事業	有無	有	有	有
相談支援事業				
障害者相談支援事業 (設置個所、実人数)	か所	5	5	6
	人	1,543	1,618	1,696
基幹相談支援センター	有無	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業（※）	有無	有	有	有
住宅入居等支援事業（※）	有無	検討	検討	検討
成年後見制度利用支援事業（利用件数）	件	8	8	8
成年後見制度法人後見支援事業	有無	有	有	有
意思疎通支援事業				
手話通訳者派遣事業（利用件数）	件	224	224	224
要約筆記者派遣事業（利用件数）	件	1	1	1
手話通訳者設置事業（設置人数）	人	3	3	3
日常生活用具給付等事業 納付件数				
介護・訓練支援用具	件	6	6	6
自立生活支援用具	件	13	13	13
在宅療養等支援用具	件	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	件	16	16	16
排泄管理支援用具	件	2,664	2,802	2,947
住宅改修	件	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業（修了人数）	人	25	28	31
移動支援事業	人	78	78	79
	時間	9,426	10,816	12,411
地域活動支援センター等機能強化事業 (※)	有無	有	有	有

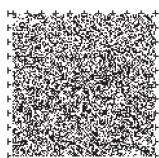
※重層的支援体制整備事業として実施及び検討。



② 任意事業

<事業の概要>

事業名	内容
福祉ホームの運営	家庭環境や住宅事情などにより、居宅で生活することが困難な人に対し、低額な料金で居室その他の設備の提供、日常生活に必要な便宜の提供などを行います。
訪問入浴サービス	地域における重度の身体障害及び知的障害のある人の生活を支援するため、訪問により居宅で入浴サービスを提供します。
生活訓練等	障害のある人に対して、日常生活上必要な訓練・指導などを行います。
日中一時支援	家族の就労支援や一時的な休息のため、障害のある人に活動の場を提供し、見守りや社会適応のための訓練を実施します。
レクリエーション活動等支援	障害のある人の体力増強、交流及び社会参加のため、障害者スポーツ大会や社会見学などを行います。
芸術文化活動振興	障害のある人の芸術・文化活動のための環境の整備や必要な支援を行います。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障害のある人に対して、点訳・音声訳等の方法により、市の広報や生活情報などを定期的または必要に応じて提供します。
奉仕員養成研修	多様化している利用者のニーズに応えるため、ボランティアの点訳・音訳奉仕希望者の技術講習会を実施します。

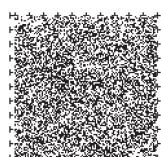


事業の実施状況（各年度4月～翌3月実績）

事業名	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
福祉ホームの運営	人	1	1	1	1	1	1
訪問入浴サービス	人	7	11	10	9	10	10
生活訓練等	人	6	5	6	6	6	6
日中一時支援	人	140	149	162	159	168	143
	人日	4,933	8,408	8,790	7,940	9,133	7,236
レクリエーション活動支援	有無 (件)	有	無	有	無	有	有 (2)
芸術・文化活動振興	有無 (回)	有	有 (24)	有	有 (24)	有	有 (24)
点字・声の広報等発行事業	有無 (回)	有	有 (12)	有	有 (12)	有	有 (12)
奉仕員養成研修	有無 (講座)	有	有 (4)	有	有 (3)	有	有 (4)

事業の実施見込み・量（年間）

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉ホームの運営	人	1	1	1
訪問入浴サービス	人	10	10	10
生活訓練等	人	6	6	6
日中一時支援	人	143	143	143
	人日	7,236	7,236	7,236
レクリエーション活動支援	件	3	3	3
芸術・文化活動振興	回	22	22	22
点字・声の広報等発行事業	回	12	12	12
奉仕員養成研修	講座	4	4	4

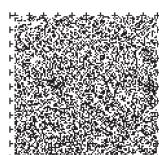


<事業の実施状況>

- 障害者相談支援事業では、令和2年度に委託先の相談支援事業所が1か所増加したことにより、計画値を上回りました。
- 基幹相談支援センター等機能強化事業については、令和4年度から重層的支援体制整備事業の一環として実施されました。住宅入居等支援事業については、この事業としては実施がなかったものの、類似内容の事業が重層的支援体制整備事業の一環として令和4年3月から開始しました。
- 成年後見制度法人後見支援事業については、令和3年度に成年後見センターが開所されたことに伴い、計画どおりの実施となりました。
- 意思疎通支援事業では、手話通訳者の派遣において、実績が計画値を特に大きく上回って伸びました。
- レクリエーション活動支援では、毎年の実施を予定していましたが、令和2年度と令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりました。

<見込み量を確保するための方策>

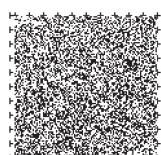
- アンケートの結果では、障害のある人に対する理解について、「理解されていない」という回答が3割を超えていました。理解促進研修・啓発事業やレクリエーション活動支援を通じて、社会全体の理解を深める研修や啓発活動を行っていきます。
- 重層的支援体制整備事業の一環として実施される基幹相談支援センター機能強化事業や地域活動支援センター等機能強化事業については、他の分野とも連携を図りながら、市全体としての対応力向上に努めます。また、住居入居等支援事業については、居住支援に関する類似事業と連携を図りながら検討していきます。
- 意思疎通支援事業として、手話通訳者や要約筆記者を個人への派遣を行うとともに、市主催の行事などにも設置し、情報提供保障として合理的配慮を提供します。また、自発的活動支援事業として、手話言語に関する講座や行事を開催し、理解啓発に繋げていきます。



5 障害児福祉計画

(1) 障害児通所支援など

サービス名	内容
児童発達支援	障害のある未就学児に対して、日常生活における基本動作の指導や、知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練などを行います。
医療型児童発達支援	未就学の肢体不自由児に対して、医療的管理下で日常生活における基本動作の指導や、知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練などを行います。
放課後等デイサービス	学校に通学中の障害のある子どもに対して、生活能力向上のための訓練や創作活動、社会との交流の機会などを提供し、家庭や学校とは異なる環境での体験を通して、自立を促進するとともに、放課後や夏休みなどの長期休暇中の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	障害のある子どもが通う保育所などに訪問し、子どもや職員に対して、保育所などにおける集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度障害のある子どもで、障害児通所支援を利用するため外出することが著しく困難な場合に、居宅を訪問して発達の支援を行います。
障害児相談支援	障害のある子どもが障害児通所支援を利用する際に、サービス等利用計画などを作成し、サービス提供事業者との連絡・調整、モニタリングを行います。



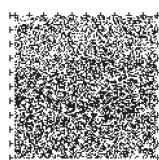
<サービスの利用状況>

- 児童発達支援では、年度により増減はあるものの、利用量・利用者数はともに計画値を大きく上回りました。放課後等デイサービスでは、事業所の増加に伴い、利用量・利用者数ともに大幅な増加傾向がみられ、計画値を大きく上回りました。保育所等訪問支援では、市内で事業所が開設したことにより、令和2年度から令和3年度にかけて利用量が大きく増加しました。医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援では、利用者数は多くないものの需要は継続してあり、概ね横ばいとなっています。
- 障害児相談支援では、令和4年度の実績は令和3年度を下回りましたが、サービス全体の利用者増加に伴い、こちらの利用者も増加傾向にあります。事業所数は令和4年度には11件まで増加しました。

サービスの利用状況（1月あたり）

サービス名	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	利用量 (人日)	利用者 数 (人)	事業所 数 (か所)	利用量 (人日)	利用者 数 (人)	事業所 数 (か所)	利用量 (人日)	利用者 数 (人)	事業所 数 (か所)
児童発達支援	1,011	121	-	1,006	117	-	1,034	120	-
	1,501	132	10	1,659	150	13	1,490	136	14
医療型児童発達支援	39	5	-	30	5	-	30	5	-
	17	4	0	3	2	0	9	2	0
放課後等デイサービス	3,835	279	-	3,176	278	-	3,310	294	-
	4,005	271	19	4,433	314	24	4,907	355	23
保育所等訪問支援	1	1	-	14	9	-	14	9	-
	3	3	0	13	11	1	12	7	1
居宅訪問型児童発達支援	7	1	-	8	1	-	8	1	-
	5	1	0	11	2	0	4	1	0
障害児相談支援	-	60	-	-	67	-	-	76	-
	-	54	9	-	88	10	-	69	11

上段：目標値、下段：各年度3月実績値



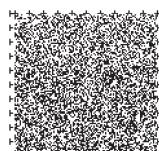
<見込み量を確保するための方策>

- 令和2年度から令和4年度の実績（各サービスの利用量、利用者数）の変動をもとに、令和6年度から令和8年度における事業量を推計し、見込み量を算出しました。
- アンケート結果では、障害児通所支援サービスの中では「放課後等デイサービス」のニーズがみられ、実際に3か年の利用量、利用者数も大幅に増加しています。
- 児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、発達支援に関する施策、また発達障害への認知度の高まりから、18歳未満人口の減少に関わらず、今後も利用の増加が続くものと考えられます。こうした利用の増加に対して、通所事業所連絡会で地域のニーズや課題を検討し、事業所間の連携、支援者の質の向上などを目指し、利用者のニーズを充足できるサービス提供体制を確保できるよう努めます。
- 障害児相談支援についても、サービス提供体制の維持・強化を目指し、事業所との連携を図り、見込み量確保に努めます。

サービスの見込み量（1月あたり）

サービス名	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用量 (人日)	利用者 数 (人)	利用量 (人日)	利用者 数 (人)	利用量 (人日)	利用者 数 (人)
児童発達支援	1,502	141	1,504	144	1,507	147
放課後等デイサービス	5,432	406	6,012	465	6,655	532
保育所等訪問支援	12	7	12	7	12	7
居宅訪問型児童発達支援	4	1	4	1	4	1
障害児相談支援	-	83	-	93	-	103

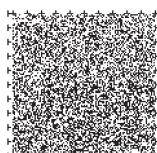
※児童発達支援の類型（福祉型・医療型）の一元化に伴って、これまでの「医療型児童発達支援」に相当するサービスの見込み量は「児童発達支援」に合算して表記しています。



(2) 保育園・認定こども園など

① 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

- 障害のある子どもが、地域で安心して生活できる環境を実現するためには、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を受ける必要があります。そのためには、早期に適切なアセスメントを受けて、適切な支援機関などに繋げる必要があり、子どもの成長に応じて変化する支援機関同士の連携の強化が必要です。子どもとその家族に対して成長過程を踏まえた、きめ細かな支援を行っていく必要があります。
- 子どもとの関わりかたの悩みや不安などを和らげられるように相談体制を充実し、保育士や保護者が理解を深められるよう、子どもの特性を理解することへの支援や情報提供を行っていきます。
- 稲沢市では、子育て相談室などの専門職が、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校に巡回し、保育士や教諭などの支援者が発達の気になる子どもの特性についての理解を深め、子どもがスムーズに集団生活が送れるように支援しています。今後整備される児童発達支援センターでは、障害の重度化・重複化や多様性に対応する専門的機能の強化を図り、保育所等訪問支援などの活用を図りながら、地域社会への参加や包容を推進していきます。
- 障害のある子どもが社会の一員として生活していくためには、障害に関する適切な理解の形成が必要です。すべての市民に対して障害に関する啓発、障害のある人の権利についての知識の普及などを進める必要があります。



② 障害のある子どもの「子ども・子育て支援事業」などの利用量見込み

<サービスの利用状況>

- 令和4年度実績では保育園が98人、認定こども園が16人、放課後児童健全育成事業が27人となっています。令和4年度には、認定こども園の実績が大きく伸びていますが、これは市内の保育園2施設を利用していた対象児童が、新設の認定こども園へ統合されたためです。

サービスの利用状況（1月あたり）

サービス名	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
保育園	実利用者数（人）	120	102	102	100	104	98
認定こども園	実利用者数（人）	-	9	9	9	9	16
放課後児童 健全育成事業	実利用者数（人）	20	31	17	23	18	27

資料：福祉課（各年度4月～翌3月実績）

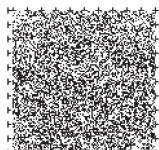
<見込み量を確保するための方策>

- 「稻沢市子ども・子育て支援事業計画」に障害のある子どもも含めた子ども全体の子ども・子育て支援事業の利用量の見込みを定めていることから、当該計画と連携を図りながら進めています。

サービスの見込み量（1月あたり）

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育園	実利用者数（人）	26	26	26
認定こども園	実利用者数（人）	3	3	3
放課後児童 健全育成事業	実利用者数（人）	6	6	6

※ 障害のある子どもの定義について、これまで障害児保育を受けている子どもの数として計上していましたが、令和6年度から障害児保育の対象範囲に変更があるため、今回の計画から「障害者手帳の所持者数」として計上していきます。



第6章 計画の推進体制

1 計画の推進に向けて

計画の推進にあたっては、障害のある人及び関係者の声を大切にする必要があります。障害のある人及び関係者の意見・要望を反映できる場として、地域自立支援協議会との連携を強化します。

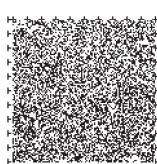
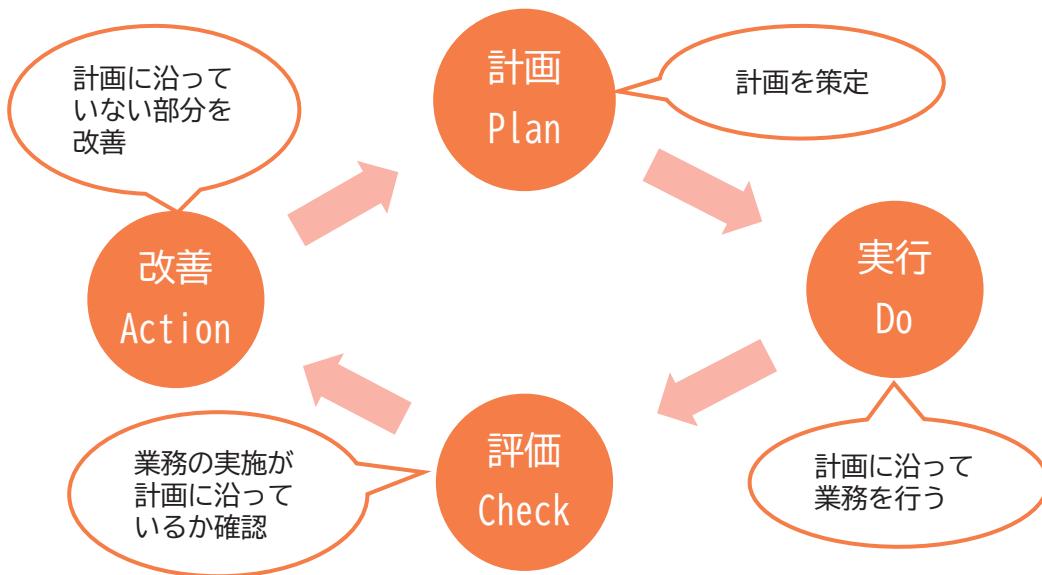
2 関係機関・団体との連携体制

施策の円滑な推進のためには、地域社会を構成する市民、障害者団体、N P O、ボランティア団体、障害福祉サービス事業所、医療機関、学校、社会福祉協議会、保健所、ハローワーク及び行政などが、連携・協働することが不可欠です。それぞれが役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、総合的かつ効果的な施策の実施に取り組みます。

3 P D C A サイクルによる進捗管理

計画に盛り込んだ施策の実施状況や進捗状況をP D C Aサイクルで点検し、施策の見直しや次期計画の策定に向けた評価を実施します。

国の基本指針や法改正などに対応して、計画期間中の各年度におけるサービス見込み量や目標値の達成状況を点検及び評価し、地域自立支援協議会に報告します。地域自立支援協議会の意見等を踏まえ、必要に応じて事業や計画の見直しを行います。



資料編

1 稲沢市障害者計画等策定委員会設置要綱

平成9年11月26日

施行

改正 平成26年6月1日

平成30年4月1日

令和4年4月1日

令和4年6月28日

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画を策定するため、稲沢市障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、稲沢市障害者計画等（以下「プラン」という。）に係る次の事項を審議する。

- (1) 障害者福祉の現状の把握に関すること。
- (2) 障害者福祉の課題及び問題点の抽出に関すること。
- (3) 障害者福祉の今後の施策及び目標に関すること。
- (4) その他プラン策定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者団体の代表者
- (2) 関係機関の代表者
- (3) 有識者
- (4) 公募により選出された者

(任期)

第4条 委員の任期は、プランの策定完了までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

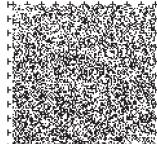
3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 チームの会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。



3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じ、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民福祉部福祉課で処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成9年11月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年2月19日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年7月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

付 則

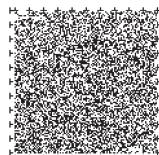
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

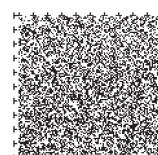
付 則

この要綱は、令和4年6月28日から施行する。



2 稲沢市障害者計画等策定委員会 名簿

氏名	所属	職名	備考
鷹羽 純也	稲沢市障害者福祉団体連合会	会長 (令和5年5月6日まで) 顧問 (令和5年5月7日から)	
横井 聰美	稲沢市障害者福祉団体連合会	事務局長	
大久保 みどり	一宮公共職業安定所	所長	
戸田 輝子	愛知県清須保健所	健康支援課長 (令和5年3月31日まで)	第1回～ 第2回会議
岩田 はるみ	愛知県清須保健所	健康支援課長 (令和5年4月1日から)	第3回～ 第4回会議
杉本 一正	愛知県一宮児童相談センター	センター長	
柴山 めぐみ	愛知県立いなざわ特別支援学校	校長	
増山 ゆかり	稲沢市障がい者基幹相談支援センター	主任相談支援専門員	
伸 健浩	稲沢市医師会	理事	会長
加藤 恒二	稲沢市民生委員・児童委員協議会	会長 (令和4年11月30日まで)	第1回会議
澤田 等	稲沢市民生委員・児童委員協議会	会長 (令和4年12月1日から)	第2回～ 第4回会議
三浦 記代	稲沢市地域自立支援協議会	副会長	副会長
祢宜 佐統美	愛知文教女子短期大学	幼児教育学科教授	第1回会議
上島 遥	愛知文教女子短期大学	幼児教育学科講師	第2回～ 第4回会議



3 稲沢市障害者計画策定プロジェクトチーム設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、稲沢市障害者計画策定プロジェクトチームの設置、組織及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者計画（以下「計画」という。）の素案を策定するため、稲沢市障害者計画策定プロジェクトチーム（以下「プロジェクト」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 プロジェクトは、次の事項について調査研究し、計画の素案を策定する。

- (1) 障害者福祉の現状の把握に関すること。
- (2) 障害者福祉の課題及び問題点の抽出に関すること。
- (3) 障害者福祉の今後の施策及び目標に関すること。
- (4) その他計画策定に関すること。

(組織及び任期)

第4条 プロジェクトは、別表に掲げるメンバーで組織する。

2 メンバーの任期は、計画の策定が完了するまでとする。

(座長及び副座長)

第5条 プロジェクトに、座長及び副座長を置く。

2 座長は、市民福祉部長をもって充て、副座長は、市民福祉部福祉課長をもって充てる。

3 座長は、会務を総理し、プロジェクトを代表する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 プロジェクトの会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

2 プロジェクトの会議は、メンバーの半数以上の出席がなければ開くことができない。

(関係者の出席)

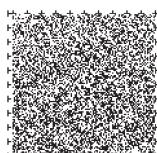
第7条 プロジェクトは、必要に応じ、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(下部組織の設置)

第8条 座長は、必要に応じてプロジェクトの下部組織として、ワーキンググループを設置することができる。

(庶務)

第9条 プロジェクト及びワーキンググループの庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。



(補則)

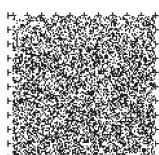
第10条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトの運営に関し必要な事項は、座長がプロジェクトに諮って定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月14日から施行する。

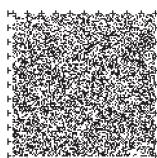
別表（第4条関係）

稻沢市総合政策部	秘書政策課の主幹以上の者
〃 市民福祉部	部長
	福祉課長
〃 子ども健康部	子育て支援課長
	保育課の統括主幹
	健康推進課の統括主幹
〃 教育委員会	学校教育課の指導主事

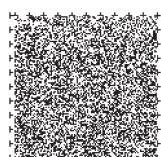


4 策定経過

日付	審議内容
令和4年7月7日	稲沢市地域自立支援協議会 運営会議 ・計画概要、策定体制、スケジュール、アンケート案の検討
令和4年7月26日	稲沢市障害者計画等策定委員会（第1回） ・計画概要、策定体制、スケジュール、アンケート案の検討
令和4年9月1日 ～9月26日	市民アンケート調査の実施
令和4年10月11日 ～10月28日	事業所アンケート調査の実施
令和4年10月13日	稲沢市地域自立支援協議会 運営会議 ・アンケート結果の分析、検討
令和4年11月1日	稲沢市地域自立支援協議会 本会議 ・アンケート結果の分析、検討
令和4年11月 ～12月	団体ヒアリング調査の実施
令和5年2月21日	稲沢市地域自立支援協議会 本会議 ・団体ヒアリング結果の分析、検討、計画骨子の検討
令和5年3月3日	稲沢市障害者計画等策定委員会（第2回） ・アンケート、団体ヒアリング結果の分析、計画骨子の検討
令和5年4月28日	稲沢市障害者計画策定プロジェクトチーム会議（第1回） ・アンケート、団体ヒアリング結果の分析、計画骨子の検討
令和5年6月28日	稲沢市障害者計画策定プロジェクトチーム会議（第2回） ・計画素案の検討



日付	審議内容
令和5年7月4日 ～7月25日	表紙の絵の募集
令和5年7月27日	稲沢市障害者計画策定プロジェクトチーム会議（第3回） ・計画素案の検討
令和5年8月28日	稲沢市障害者計画等策定委員会（第3回） ・計画素案の検討
令和5年9月14日	稲沢市地域自立支援協議会 運営会議 ・計画素案の検討
令和5年9月21日 ～10月20日	パブリックコメントの実施
令和5年10月31日	稲沢市障害者計画策定プロジェクトチーム会議（第4回） ・パブリックコメント結果の確認
令和5年11月7日	稲沢市地域自立支援協議会 本会議 ・パブリックコメント結果の確認、計画案の検討
令和5年11月30日	稲沢市障害者計画等策定委員会（第4回） ・パブリックコメント結果の確認、計画案の検討



5 用語解説

あ行

アクセシビリティ

施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

一般就労

福祉施設等での就労ではなく、企業などへの就職、在宅での就労および自らの起業などによる就労。

医療的ケア児

人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入等の生活支援が日常的に必要な子どものこと。

インクルーシブ教育

言語、性差、経済状況、宗教、障害の有無等に関わらず、すべての子どもが共に学び合う教育であり、教育システム自体を子どもたちの多様性に合わせて変えていく教育のこと。1994（平成6）年にスペインのサラマンカで開催された「特別なニーズ教育に関する世界会議」で、その必要性が提唱された。（参考：UNESCO－サラマンカ宣言）

インクルーシブ保育

インクルーシブ教育の考え方を保育に取り入れたもの。

インクルージョン

誰もが社会の中で孤立したり、排除されることなく、その構成員として存在価値と役割を持つ社会をめざすという考え方。

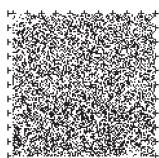
インフォーマルサービス

近隣や地域社会、ボランティア等が行う非公式的な援助のこと。法律等の制度に基づいた福祉、介護等のサービスをフォーマルサービスと呼び、その対語として使われる。

AD/HD (Attention Deficit Hyperactivity Disorder ／ 注意欠陥・多動性障害)

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

（出典：文部科学省ホームページ）



か行

基幹相談支援センター

地域における、障害者の相談支援の中核的な役割を担う機関。

共同生活援助

→グループホーム

グループホーム

自宅での生活が困難となった高齢者や障害のある人などが、施設職員による援助を受けながら少人数で共同生活する住まい。

合理的配慮の提供

「合理的配慮の提供」とは、障害のある人から「社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応を必要としている」との意思が示されたときに、行政機関等や事業者が、負担が重すぎない範囲で必要かつ合理的な対応を行うこと。これまで行政機関等は義務、事業者は努力義務とされていたが、法改正により、令和6年4月1日から事業者も義務化されることとなる。（出典：内閣府ホームページ）

さ行

社会的障壁

障害のある人が受ける制限は機能障害のみに起因するのではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるいわゆる「社会モデル」の考えに基づき、日常生活または社会生活において障害のある人が制限を受ける事物、制度のこと。

手話通訳者

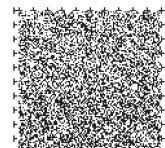
音声言語を手話に、手話を音声言語に置き換えて伝える人のこと。

重症心身障害

重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態のこと。

重層的支援体制整備事業

介護、障害、子育て、生活困窮といった分野別の相談体制では解決に結びつかないような「くらしの困りごと」に対応するため、町全体で「分野を問わない相談支援」、「参加支援」および「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することで、包括的な支援体制を整備する事業のこと。



障害者基本法

障害のある人の自立と社会参加の支援などのための施策に関する基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることによって障害者施策を総合的かつ計画的に進め、障害者福祉を増進することを目的とする法律。平成16年6月に心身障害者対策基本法から改称・改正され、法の対象が身体障害者、知的障害者、精神障害者であることを明記した。平成23年8月に障害者基本法が改正され、障害者の自立と社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の定義に「発達障害」を明記した。

障害者差別解消法

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、「差別の禁止」を基本原則とし、差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止を定めている。令和3年5月に改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供を義務化し、令和6年4月1日以降順次施行としている。

障害者週間

障害者基本法に定める、12月3日から9日までの一週間の名称。国民の間に広く障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とする。

障害者就業・生活支援センター

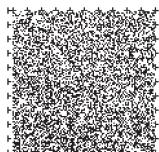
障害のある人が身近な地域で安心して働き、生活していくために、関係機関と協力して、就業や生活上の相談、助言、実習や訓練の紹介などの支援を総合的に行う相談機関のこと。

障害者自立支援法

平成25年4月に法律名が障害者自立支援法から障害者総合支援法に改正

障害者総合支援法

正式名は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。旧法律名は障害者自立支援法であり、身体障害・知的障害・精神障害がある人に対する福祉サービスを一元化することなどを定めた法律。平成18年4月に一部施行、同年10月に全面施行。平成25年4月に「障害者総合支援法」へと変わり、障害者の定義に難病等を追加するなどの見直しが行われた。平成28年6月に改正し、平成30年4月から「自立生活援助」や「就労定着支援」等が追加された。令和4年12月に改正され、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するための措置を講じ、令和6年4月1日以降順次施行としている。



自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度のこと。

身体障害者手帳

身体に障害のある人が「身体障害者福祉法」に定める障害に該当すると認められた場合に都道府県知事が交付する手帳。交付を受けた人は、障害のある人を対象とした相談・支援や各種福祉サービスを受けやすくなる。身体障害者手帳の等級は重い方から1級～6級に区分されているが、さらに障害により視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、じん臓、ぼうこうまたは直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に分けられる。

生活支援体制整備事業

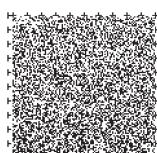
日常生活圏域ごとに「生活支援コーディネーター」や「協議会」を設置して、地域住民が主体的に生活課題を把握し、互助により解決を試みる活動を推進することで、地域全体で生活を支える体制を整備するための事業のこと。

精神障害者保健福祉手帳

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、都道府県知事が交付する手帳で、一定の精神障害の状態にあることを証する。交付を受けた人は、障害のある人を対象とした相談・支援や各種福祉サービスを受けやすくなる。手帳の等級は、重い方から1・2・3級まであり、精神疾患や、それによる機能障害と能力障害の状態の両面から総合的に判定される。

成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症などにより契約に関する判断能力が不十分な成年者の権利を保護するための制度。本人があらかじめ後見人と職務内容を定めて契約する任意後見と家庭裁判所が後見人を選任する法定後見がある。法定後見は後見、保佐、補助の3段階に分かれ、被後見人の状況に応じて適用される。被後見人に関して、後見人は全ての代理権を有し、保佐、補助は民法に定める事項について同意権と取消権を持つ。具体的には判断能力が不十分な人について、契約の締結などを代わりに行い、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合には、それを取り消すことができる。



地域活動支援センター

障害者総合支援法によって定められた、障害によって働く事が困難な障害者の日中の活動をサポートする福祉施設。

地域自立支援協議会

相談支援事業を適切に実施していくために設置される協議会。地域の関係機関によるネットワークを構築し、地域における様々な障害福祉の課題や困難事例に対する解決方法を検討するとともに、相談支援事業の中立・公平性を確保するための役割を担っている。

地域包括ケアシステム

必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方。高齢期のケアを念頭に論じられている考え方だが、精神障害のある人のケアにも応用したものであり、精神障害のある人が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」は障害福祉計画の目標の一つと位置付けられている。

デイジー図書

DAISY(Digital Accessible Information SYstem)という規格を用いたデジタル録音図書。見出しから検索して読みたい部分を読んだり、読み飛ばしたり、一般の本のような読み方ができる。

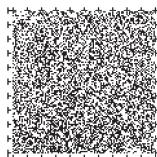
特別支援学校

視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)など障害のある児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校のこと。(出典:文部科学省ホームページ)

特別支援教育

障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

(出典:文部科学省ホームページ)



な行

日常生活用具

6種類の日常生活用具がある。

- ①介護・訓練支援用具：特殊寝台や特殊マットなどの障害のある人の身体介護を支援する用具。
- ②自立生活支援用具：入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの障害のある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具。
- ③在宅療養等支援用具：電気式たん吸引器や盲人用体温計などの障害のある人の在宅療養などを支援する用具。
- ④情報・意思疎通支援用具：点字器や人工喉頭などの障害のある人の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具。
- ⑤排泄管理支援用具：ストーマ用装具などの障害のある人の排せつ管理を支援する衛生用品。
- ⑥居宅生活動作補助用具：障害のある人の居宅生活動作などを円滑にするための住宅改修など。

は行

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常、低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。

パブリックコメント

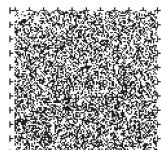
基本的な政策等の策定にあたり、その案の趣旨、内容等を実施機関が公表し、広く市民等から意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見の概要及び当該意見に対する実施機関の考え方を公表するもの。

バリアフリー

住宅建築用語として、障害のある人が社会生活をしていくうえで障壁となるものを除去するという意味で、段差などの物理的な障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

ピアサポート

ピア(peer)は仲間や同僚という意味があり、障害のある人が自らの体験に基づいて、他の障害のある人を支援する活動のこと。



P D C A サイクル

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。P l a n (計画) → D o (実行) → C h e c k (評価) → A c t i o n (改善) の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

ペアレントトレーニング

保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善をめざす家族支援のアプローチの一つ。地域においては、発達障害児の支援機関等で実施されることが多い。

ペアレントプログラム

子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの「行動」の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信をつけることを目的としたプログラム。「行動で考える」「(叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを)ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間をみつける」という3つの目標に向けて取り組む。「障害」という言葉を使用しないで、子育て支援での活用もできる。

ペアレントメンター

発達障害のある子を育てた経験があり、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親をさす。同じような発達障害のある子どもの親に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供することができる。

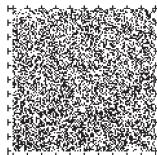
ヘルプマーク

内部障害や難病をはじめ、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるように作成したマークのこと。

や行

要約筆記者

聴覚障害のある人に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳者のこと。話すスピードが書く(入力する)スピードを上回り、すべてを文字化することはできないため、話の内容を要約して筆記する。



LD (Learning Disabilities／学習障害)

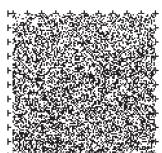
基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すもの。(出典：文部科学省ホームページ)

リハビリテーション

障害のある人や病気・けがの人などが、機能回復や社会復帰をめざす訓練をいう。

療育手帳

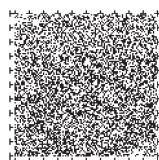
児童相談センターまたは知的障害者更生相談所において、知的障害と判定された人に對して都道府県知事が交付する手帳。交付を受けた人は、障害のある人を対象とした相談・支援や各種福祉サービスを受けやすくなる。障害の程度は、重い方から順にA判定、B判定、C判定と記載される。

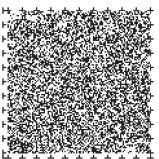


本書に掲載した絵画・イラスト作品の御紹介

この計画の作成にあたって、障害のある人による作品を募集したところ、31点の作品が集まりました。本書に掲載した作品は下記のとおりですので、御紹介します。応募いただき、ありがとうございました。

ページ	作品名	氏名
表紙	思いよとどけ！	中島 有理
6	世界中の笑顔	鈴木 玲奈
17	花言葉「あなたの幸せを祈る」	匿名
18	レモン	匿名
20	私の有る一日	M. N
22	無題	佐藤 恵理
36	うちわ①	服部 麻里
56	柴犬	匿名
59	Sun Flower	奥田 純奈
61	通学路	匿名
67	己の己	円法 祐介
70	はっぱのいろづき	鶴飼 祐司
79	夏の海辺にて	鳥居 梨乃
89	夏の前の想い出	大川 恒代





**第4期稲沢市障害者計画・第7期稲沢市障害福祉計画
・第3期稲沢市障害児福祉計画**

令和6年3月

発 行：稲沢市 市民福祉部 福祉課
〒492-8269 愛知県稲沢市稻府町1番地
電 話：0587-32-1281
F A X：0587-32-1219

